（平成24年8月22日報道資料抜粋）

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1．今回のあっせん等の概要

（1）年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの　34 件

国民年金関係　7 件

厚生年金関係　27 件

（2）年金記録の訂正を不要と判断したもの　31 件

国民年金関係　13 件

厚生年金関係　18 件

神奈川国民年金　事案6827

第１　委員会の結論

申立人の平成３年10月から４年３月までの期間及び10年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和41年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　①　平成３年10月から４年３月まで
②　平成10年10月

私は、平成３年３月に結婚式を挙げ、会社を退職した。結婚当時、元夫は海外勤務中であり、厚生年金保険の被保険者ではなかったので、私は国民年金第３号被保険者となれなかったことから、会社を退職後、私が実家のあるＡ市役所Ｂ出張所で国民年金の加入手続を行った。結婚後、私もすぐに海外に移り住んだが、その間の住所はＣ市にある元夫の実家と定め、国民年金保険料を同市で納付した。海外生活の約半年後、出産準備のため、私だけが帰国し、Ａ市にある私の実家に住所を移した。その後も同市内で転居の都度、国民年金の手続を行い、保険料は納付書を持参し、納期限内に市役所出張所又は銀行等で納付していた。４年４月に元夫が帰国し、厚生年金保険の被保険者となったことから、私は第３号被保険者となった。

また、私は、平成８年12月に離婚し、10年10月にマンションを購入し転居した。マンション購入時にローンを組むため、国民年金保険料の納付が遅れていた数箇月分をまとめて納付した。その後も保険料の納付漏れが無いように納付を続けていた。申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第３　委員会の判断の理由

Ａ市の検認記録簿及び国民年金記録表によると、申立人は、同市により、申立期間①及び②に係る国民年金保険料を賦課されていることが確認できることに加え、当該期間に近接した時期の保険料を納付していることから、申立期間①及び②の保険料を納付することが可能な状況であったものと認めら

れる。

また、申立人は、国民年金加入期間において、申立期間を除き、国民年金保険料の未納は無い上、国民年金に係る住所変更手続や国民年金第３号被保険者への切替手続を適切に行っているなど、国民年金に対する関心及び保険料の納付意識が高かったものと認められ、その申立人が、６か月及び１か月と短期間である申立期間の保険料を納付していたとしても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金　事案6828

第１　委員会の結論

申立人の平成２年６月から４年３月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和42年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　平成２年６月から４年３月まで

私は、平成２年６月に会社を退職して国民年金の加入手続を行ったと思うが、留学のためすぐに出国したので、留学期間中の国民年金保険料は納付していなかった。４年３月に帰国後、同年４月から同年６月までの間に、区役所で保険料の未納期間を確認して、同期間の保険料を納付するための手続を行った。手続後すぐに、自宅近くの郵便局で、申立期間の保険料を一括して納付した。一括納付した保険料の金額は、約20万円だったと記憶している。私は、当該期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、平成４年４月から同年６月までの間に、区役所で、留学のため納付していなかった申立期間の国民年金保険料を納付するための手続を行い、当該期間の保険料を一括して納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された国民年金被保険者の被保険者資格記録等から、申立人の国民年金の加入手続は、同年４月又は同年５月に行われたものと推認でき、その時点において、当該期間の保険料は過年度納付により納付することが可能である上、オンライン記録では、同年７月に、当該期間の過年度納付書と推認される納付書が発行されていることが確認できることから、申立人の主張に特段不合理な点は認められない。

また、申立人が一括して納付したとする国民年金保険料額は、申立期間の保険料を実際に納付した場合の保険料額とほぼ一致している。

さらに、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料

に未納は無く、加入手続後の厚生年金保険から国民年金への切替手続等も適切に行っているなど、保険料の納付意識は高かったものと認められるとともに、当該期間は、22か月と比較的短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金　事案6829

第１　委員会の結論

申立人の昭和 63 年２月から同年３月までの期間及び同年 11 月から平成元年３月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 37 年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　①　昭和 63 年２月から同年３月まで
②　昭和 63 年 11 月から平成元年３月まで

私は、会社を退職した昭和 63 年２月頃に、国民年金の加入手続を区役所で行った。申立期間①及び②の国民年金保険料については、毎月納付書により区役所又は金融機関で納付していた。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、昭和 63 年２月頃に国民年金の加入手続を区役所で行い、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたと主張している。これについては、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された国民年金第３号被保険者の該当届出の処理日から、同年同月と推認でき、申立人の主張する国民年金の加入手続時期とも一致することから、申立人が当該期間の保険料を納付することは可能であったと考えられる。

また、申立期間①の直前である昭和 63 年１月並びに申立期間①及び②の間である同年４月から同年 10 月までの国民年金保険料は、現年度納付により納付済みとなっていることがオンライン記録により確認できる上、申立期間①及び②は、それぞれ２か月及び５か月と短期間である。

さらに、申立人の妻は、夫（申立人）は、国民年金保険料を未納が無いように納付していたと証言している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金　事案6830

第１　委員会の結論

申立人の昭和 58 年 12 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男

基礎年金番号　：

生 年 月 日　：　昭和27年生

住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和58年12月

私たち夫婦は、昭和52年頃、区役所で、夫婦一緒に、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、妻が、自宅に来ていた集金人に、夫婦二人分を納付していた。集金人の勧めで、保険料の申請免除を行った時期があったが、免除される期間の直前までの保険料は、きちんと納付していたはずである。申立期間の夫婦二人分の保険料が未納とされていることに納得できない。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人の妻が、集金人に納付していたと主張しているところ、申立人が居住していた区では、当時、集金人制度が存在していたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人は、国民年金の加入手続を行った後である昭和 52 年 10 月以降、申立期間を除き、国民年金加入期間に国民年金保険料の未納は無い上、住所変更手続を適切に行っていることが確認できることから、国民年金に対する関心及び保険料の納付意識は高かったものと認められ、その申立人が、１か月と短期間である申立期間の保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金　事案6831

第１　委員会の結論

申立人の昭和58年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和27年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和58年12月

私たち夫婦は、昭和52年頃、区役所で、夫婦一緒に、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、私が、自宅に来ていた集金人に、夫婦二人分を納付していた。集金人の勧めで、保険料の申請免除を行った時期があったが、免除される期間の直前までの保険料は、きちんと納付していたはずである。申立期間の夫婦二人分の保険料が未納とされていることに納得できない。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、集金人に納付していたと主張しているところ、申立人が居住していた区では、当時、集金人制度が存在していたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人は、国民年金の加入手続を行った後である昭和52年10月以降、申立期間を除き、国民年金加入期間に国民年金保険料の未納は無い上、住所変更手続を適切に行っていることが確認できることから、国民年金に対する関心及び保険料の納付意識は高かったものと認められ、その申立人が、１か月と短期間である申立期間の保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金　事案6832

第１　委員会の結論

申立人の昭和49年４月から51年３月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和22年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和49年４月から51年３月まで

私は、結婚した頃、国民年金の加入手続を行い、それ以降の国民年金保険料を、夫と一緒に納付していた。

申立期間については、記録上、国民年金保険料が免除されているようであるが、その当時、保険料の免除という制度があることも知らず、保険料の免除申請を行った記憶は全くない。

申立期間について、夫は国民年金保険料が納付済みであるにもかかわらず、私の保険料が免除とされていることに納得できない。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続後、申立期間を除き、国民年金第３号被保険者となるまでの間、全て国民年金保険料を納付しており、申立人の保険料の納付意欲は高かったものと認められることに加え、申立人が一緒に納付していたとする夫の当該期間の保険料は納付済みとされている。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の免除申請を行った記憶は無いとしており、現存する特殊台帳及び申立人が当該期間当時居住していた区の国民年金被保険者名簿においても、申立人が当該期間における保険料の免除申請を行っていたことを示す記録は確認できない。

さらに、申立期間は１回、かつ24か月と比較的短期間であり、国民年金保険料の納付意欲が高かった申立人が、当該期間の保険料を納付していたと考えても、特段不合理ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金　事案6841

第１　委員会の結論

申立人の昭和52年７月から54年３月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和26年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和52年７月から54年３月まで

私は、昭和52年７月に会社を退職した際、市役所の支所で国民年金の任意加入手続を行い、転居する56年６月まで、同支所で国民年金保険料を納付していた。任意加入した当初の保険料額は、１か月当たり2,200円だったと記憶している。

今回、年金事務所より昭和53年４月から54年３月までの国民年金保険料を還付する旨の通知が届いているが、当該期間の保険料を還付するのではなく、保険料の納付済期間として認めてほしい。

また、昭和52年７月から53年３月までの国民年金保険料が未加入による未納とされていることに納得できない。

第３　委員会の判断の理由

１　申立期間のうち、昭和53年４月から54年３月までの期間について、申立人の特殊台帳によると、当該期間の国民年金保険料は54年12月に過年度納付されていることが確認できる。しかしながら、申立人は、52年２月に国民年金の被保険者資格を喪失し、54年４月に国民年金に任意加入しているため、当該期間は任意の未加入期間であり、遡って保険料を納付することができない期間であることから、当該期間の保険料は、過誤納付として早期に還付の手続が行われるべきであったにもかかわらず、平成23年10月に至って初めて還付決議がなされており、当該期間の保険料が長期間国庫歳入金として扱われていたことは明らかであり、制度上遡って任意加入することができないため被保険者となり得ないことを理由として、当該期間の保険料の納付を認めないのは、信義衡平の原則に反するものと考え

られる。

2　申立期間のうち、昭和 52 年７月から 53 年３月までの期間について、特殊台帳から昭和 52 年度の過年度納付書の発行が確認できることから、申立人は申立期間当時、国民年金の被保険者資格を有していたものと推認できる。

　また、申立人は、昭和 52 年７月から 53 年３月までの期間を除き、国民年金加入期間について国民年金保険料を全て納付し、前納制度を利用するなど保険料の納付意識は高かったものと認められる上、当該期間より前の 50 年７月から 52 年３月までの期間及び後の 53 年４月以降の保険料を納付していることが申立人の特殊台帳により確認できることから、申立人がその間の９か月と短期間である 52 年７月から 53 年３月までの保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

3　その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川厚生年金　事案 7852

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 37 年２月１日から 38 年４月１日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のＡ社における資格取得日に係る記録を 37 年２月１日に、資格喪失日に係る記録を 38 年４月１日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を１万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 14 年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　①　昭和 37 年２月１日から 38 年４月１日まで
②　昭和 38 年４月１日から 39 年２月１日まで

私は、申立期間①においてＡ社に勤務し、Ｂ職をしていた。

また、申立期間②においてＣ社に勤務し、Ｄ職をしていた。

しかし、厚生年金保険の記録では、いずれの期間も被保険者期間となっていない。

Ａ社及びＣ社の当時の工場長が、私の在籍を証明してくれたので、調査の上、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が提出した証明書において、当時の役員は、申立人が当該期間においてＡ社に勤務し、厚生年金保険の被保険者であったことを証明している。

また、上記役員は、「当時、勤務していた者であれば、厚生年金保険に加入していたはずである。」と供述している。

さらに、複数の同僚が、当時の従業員数について、「25 名前後だった。」と供述しているところ、Ａ社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間①において被保険者であった者は 22 名から 30 名である上、上記同僚の一人は、「当時、職種にかかわらず、全員が厚生年

金保険に加入していたと思う。」と供述していることから、当時、同社では、ほぼ全ての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①においてＡ社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人と同年代の複数の同僚の当該期間に係る社会保険事務所（当時）の記録から、１万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当時の役員は不明としているが、当該期間に係るＡ社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主が、申立人について厚生年金保険被保険者の資格取得届を提出していた場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届や資格喪失届を提出することになるが、これらのいずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所への資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和37年２月から38年３月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、Ｃ社の当時の工場長の証明書から、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、Ｃ社は、昭和40年６月１日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②当時は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、Ｃ社が適用事業所となった昭和40年６月１日に厚生年金保険被保険者の資格を取得している者に照会したところ、複数の者が、「昭和40年６月１日以前からＣ社に勤務していたが、同日より前は、厚生年金保険に加入していなかった。」と供述している。

さらに、Ｃ社は既に解散しており、申立人に係る人事記録及び給与関係書類等を確認することはできない上、申立人も、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金　事案 7853（事案 3358 の再申立て）

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のＡ社（現在は、Ｂ社）における資格喪失日に係る記録を昭和 47 年１月１日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 11 万 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和３年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和 46 年 12 月 31 日から 47 年１月１日まで

厚生年金保険の記録によると、昭和 46 年 12 月の被保険者記録が欠落している。Ａ社には、同年 12 月末まで在籍し、47 年１月１日からグループ会社であるＣ社（現在は、Ｄ社）Ｅ工場に転籍した。同年 12 月分の給与明細票があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしいと申し立てたが、「申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。」との回答を得た。しかし、Ｃ社から受け取った書類には、同年 12 月末までの勤務の継続が記載されているので、再度調査して、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、Ｂ社の保管する従業員名簿及び雇用保険の記録から、申立人のＡ社における離職日は昭和 46 年 12 月 23 日であることが確認でき、また、申立人の所持する同年 12 月分の給与明細票からは、１か月分の厚生年金保険料が控除されているが、Ｂ社は、「当時の控除方法は不明であるが、現在は、厚生年金保険料は、翌月に控除している。」と回答していることなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 22 年７月５日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、今回、Ｂ社は、「申立人は昭和 46 年 12 月 30 日までは在籍しており、同年 12 月 31 日は公休日であった。」と回答しており、同僚は、「当時の給与事務担当者から、給与は月末締めの当月 20 日払いであった、社会保険料は、翌月控除であり、退職月の保険料は、退職時に清算していたと聞いた。」と供述している。

また、Ａ社の当時の人事課長は、「申立人は、事業所との合意により、Ａ社からＣ社に転籍しており、昭和 46 年の年末まで勤務していた。」と述べている上、同僚は、「申立人は年末まで勤務していた。転籍であったので、正月の休暇を挟んでいても、年金の記録はつながっているはずである。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和 47 年１月１日に、Ａ社からＣ社Ｅ工場に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のＡ社における昭和 46 年 11 月の社会保険事務所（当時）の記録から、11 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 47 年１月１日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを 46 年 12 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 12 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

神奈川厚生年金　事案 7854

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のＡ社（現在は、Ｂ社）Ｃ事業所における資格取得日に係る記録を昭和 41 年８月 29 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を３万 9,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 12 年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和 41 年８月 29 日から同年９月 29 日まで

私は、昭和 38 年１月から平成９年３月までＡ社に継続して勤務していた。昭和 41 年８月に同社Ｄ事業所から同社Ｃ事業所に転勤したが、厚生年金保険の記録によると申立期間が被保険者期間となっていない。調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

Ｂ社から提出された人事記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人がＡ社に継続して勤務し（昭和 41 年８月 29 日に、同社Ｄ事業所から同社Ｃ事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のＡ社Ｃ事業所における昭和 41 年９月の社会保険事務所（当時）の記録から、３万 9,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

神奈川厚生年金　事案 7855

第１　委員会の結論

申立人のＡ社における厚生年金保険の資格喪失日は、昭和 60 年３月 21 日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については 20 万円とすることが妥当である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 19 年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和 59 年 11 月 15 日から 60 年３月 21 日まで

私は、昭和 58 年 12 月 21 日にＡ社に入社し、60 年３月 20 日に退職するまで継続して勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、同社の資格喪失日が 59 年 11 月 15 日と記録されている。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人が、昭和 60 年３月 20 日までＡ社に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、申立人のＡ社における厚生年金保険の資格喪失日は、当初、昭和 60 年３月 21 日と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（59 年 11 月 15 日）より後の 60 年６月５日付けで、59 年 11 月 15 日に遡って訂正されていることが確認できるほか、申立人を除く 12 名についても、資格喪失日が遡って同年 11 月 15 日と記録されていることが確認でき、かつ、当該訂正処理前の記録から、同日において、同社が厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたものと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和 59 年 11 月 15 日に被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の

資格喪失日は、当初、事業主が届け出た60年３月21日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、当該訂正処理前のＡ社における申立人の記録から20万円とすることが妥当である。

神奈川厚生年金　事案 7856

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のＡ社における資格喪失日に係る記録を昭和 41 年 12 月１日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を２万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 18 年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和 41 年 11 月 30 日から同年 12 月１日まで

私は、昭和 41 年６月１日にＢ社から同社の子会社であるＡ社に出向し、Ｂ社に復帰するまで継続して勤務していたのにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているので調査して訂正してほしい。

第３　委員会の判断の理由

雇用保険及び健康保険組合の加入記録から判断すると、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和 41 年 12 月１日に、Ａ社からＢ社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のＡ社における昭和 41 年 10 月の社会保険事務所（当時）の記録から２万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 41 年 12 月１日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 11 月 30 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 11 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所

が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

神奈川厚生年金　事案 7857

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のＡ社における資格喪失日に係る記録を昭和 41 年 12 月１日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を６万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　大正 11 年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和 41 年 11 月 30 日から同年 12 月１日まで

私は、昭和 41 年６月１日にＢ社から同社の子会社であるＡ社に出向し、Ｂ社に復帰するまで継続して勤務していたのにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているので調査して訂正してほしい。

第３　委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和 41 年 12 月１日に、Ａ社からＢ社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のＡ社における昭和 41 年 10 月の社会保険事務所（当時）の記録から６万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 41 年 12 月１日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 11 月 30 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 11 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所

が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

神奈川厚生年金　事案 7858

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成４年 12 月は 41 万円、５年１月は 32 万円、同年２月は 30 万円、同年３月から同年 10 月までは 32 万円、同年 11 月は 30 万円、同年 12 月から６年 10 月までは 32 万円、同年 11 月から７年１月までは 30 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 41 年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　平成４年 12 月１日から７年２月１日まで

私は、Ａ社に昭和 59 年４月１日から平成７年１月 31 日まで勤務していた。給与明細書で確認したところ、４年 12 月から７年１月までの標準報酬月額が低くなっている。給与明細書を提出するので、調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる給与総支給額又は保険料控除額から、平成４年 12 月は 41 万円、５年１月は 32 万円、同年２月は 30 万円、同年３月から同年 10 月までは

32 万円、同年 11 月は 30 万円、同年 12 月から 6 年 10 月までは 32 万円、同年 11 月から 7 年 1 月までは 30 万円に訂正することが必要である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人が所持する給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）において記録されている標準報酬月額が、申立期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

神奈川厚生年金　事案 7859

第１　委員会の結論

申立人のＡ社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成３年 10 月１日、資格喪失日が７年 10 月１日とされ、当該期間のうち、同年９月 30 日から同年 10 月１日までの期間は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年 10 月１日とし、申立期間の標準報酬月額を 53 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 26 年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　平成７年９月 30 日から同年 10 月１日まで

私は、平成３年 10 月１日にＢ社から同社の系列会社であるＡ社に出向し、７年９月 30 日まで同社に継続して勤務していたにもかかわらず、同社における厚生年金保険の資格喪失日が同年９月 30 日とされていた。同社に依頼して資格喪失日に係る記録を訂正してもらったものの、申立期間について、年金額を計算する期間とならないと年金事務所から回答があった。

申立期間について、年金額の計算の基礎となる被保険者期間として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人のＡ社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成３年 10 月１日、資格喪失日が７年 10 月１日とされ、当該期間のうち、同年９月 30 日から同年 10 月１日までの期間は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、Ａ社の回答、雇用保険被保険者記録及び出向元であるＢ社の従業員台帳（発令情報）から判断すると、申立人は、申立てに係る系列会社に継続して勤務し（平成７年 10 月１日に、Ａ社からＢ社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のＡ社における平成７年８月の社会保険事務所（当時）の記録から 53 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間について正しい届出を行っていなかったと回答していることから、事業主が平成７年９月 30 日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年９月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

神奈川厚生年金　事案 7860

第１　委員会の結論

申立期間のうち、昭和 25 年４月１日から 26 年５月 22 日までの期間について、Ａ社の事業主は、申立人が 25 年４月１日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、26 年５月 22 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、6,000 円とすることが妥当である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和６年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和 24 年４月頃から 26 年５月頃まで

私は、申立期間について、Ａ社で坑内夫として勤務していた。昭和 26 年４月の給与明細書を所持しており、当該明細書には厚生年金保険料が控除された旨の記載がある。調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。なお、当時、私は、通称を名乗って勤務していた。

第３　委員会の判断の理由

申立人の所持する昭和 26 年４月の給与明細書及び国民学校の副級長の任命書から、申立人が通称でＡ社に勤務していたことが認められる。

また、Ａ社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の通称と同姓同名で生年月日のうち、月のみが相違する者の昭和 25 年４月１日から 26 年５月 22 日までの期間の被保険者記録が確認できる。

さらに、上記被保険者名簿において、調査することができた整理番号＊番から＊番（申立期間直後の昭和 26 年６月に被保険者資格取得）までの被保険者の中に、申立人の通称と同姓同名の被保険者は前記の１名のみであった。

加えて、上記の給与明細書で控除されている厚生年金保険料は、当該被

保険者記録から計算した厚生年金保険料と一致している。

これらを総合的に判断すると、当該被保険者記録は申立人の被保険者記録であり、Ａ社の事業主は、申立人が昭和 25 年４月１日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、26 年５月 22 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記被保険者名簿の記録から、6,000 円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和 24 年４月頃から同年＊月までの期間については、申立人は満 18 歳に達していないところ、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 63 条により、満 18 歳に満たない者の坑内労働は禁止されていたことから、当該期間に申立人が坑内夫としてＡ社で厚生年金保険の被保険者資格を取得することができたとは考え難い。

また、申立期間のうち、昭和 24 年４月頃から 25 年４月１日までの期間については、申立人は、Ａ社に同時に採用された同僚の名前を覚えていないとしている上、当時、同社において被保険者となっていた複数の同僚に照会したものの、申立人の当該期間における勤務実態を確認することができない。

さらに、当該期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、このほかに、当該期間について、厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金　事案 7861

第１　委員会の結論

申立期間のうち、平成３年４月１日から５年９月 30 日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を 53 万円に訂正することが必要である。

申立期間のうち、平成５年９月 30 日から６年１月６日までの期間について、申立人のＡ社における厚生年金保険の資格喪失日は、同年１月６日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、平成５年９月は 53 万円、同年 10 月から同年 12 月までは 26 万円とすることが妥当である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 26 年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　①　平成３年４月１日から５年９月 30 日まで
②　平成５年９月 30 日から６年１月６日まで

私は、Ａ社に勤務していた期間の厚生年金保険被保険者記録が訂正されているのではないかと年金事務所から連絡が来たため確認したところ、申立期間①の標準報酬月額が低く記録されていた。

また、平成５年９月 30 日に資格喪失したことになっているが、６年１月まで勤務していたので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録では、申立人のＡ社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成３年４月から４年 10 月までは 53 万円と記録されていたところ、同年 11 月 25 日付けの処理により、遡って 26 万円に減額訂正され、その後、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成６年１月６日（以下「全喪日」という。）付けで３年 12 月から５年８月までの標準報酬月額が、遡って 26 万円から８万円に減額訂正されている上、複数の同僚についても同様に遡った訂正処理が行われて

いることが確認できる。

また、複数の同僚は、申立期間当時、Ａ社は経営不振であり、給与の遅配又は未払いがあった旨の供述をしている上、同僚の一人は、「平成６年１月の正月休み明けすぐに、保険料を払えないので、５年 12 月 29 日付けで社員全員が解雇を通知された。」と回答している。

さらに、申立人は、Ａ社の閉鎖登記簿謄本により、当時、取締役であったことが確認できるが、同僚は、同社は社長のワンマン経営であり、申立人は、社長の指示どおり動いていた旨の供述をしている上、申立人は、「当時、私は主に営業をしていた。取締役とは名ばかりで、代表者印は、元事業主が管理し押印しており、実際は、経営上の決定は、社長が全て行っていた。」と供述していることから、当該標準報酬月額の遡及訂正処理に関与していなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、平成４年 11 月 25 日付け及び６年１月６日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものとは考え難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 53 万円に訂正することが必要と認められる。

申立期間②について、オンライン記録から、申立人のＡ社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、平成５年９月 30 日と記録されているが、当該喪失に係る処理は、同社の全喪日と同日に行われていることが確認できる。

また、雇用保険の記録から、申立人は、当該期間にＡ社に勤務していたことが確認できる上、上記のとおり、同社は当該期間において厚生年金保険料を滞納していたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成５年９月 30 日に被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、当該喪失に係る処理日である６年１月６日であると認められる。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、平成４年 11 月 25 日付け及び６年１月６日付けで行われた標準報酬月額の遡及訂正処理及び同日付けで行われた喪失に係る処理前の記録から、５年９月は 53 万円、同年 10 月から同年 12 月までは、26 万円とすることが妥当である。

神奈川厚生年金　事案 7862

第１　委員会の結論

申立期間のうち、平成 18 年９月１日から 21 年３月 14 日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を 32 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間のうち、平成 15 年 12 月 25 日、16 年７月 25 日、同年 12 月 25 日、17 年７月 31 日、同年 12 月 25 日、18 年８月７日、同年 12 月 20 日、19 年７月 20 日、同年 12 月 20 日及び 20 年７月 25 日について、申立人はその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のＡ社における標準賞与額の記録を、15 年 12 月 25 日は 50 万 4,000 円、16 年７月 25 日は 34 万 4,000 円、同年 12 月 25 日は 55 万円、17 年７月 31 日は 32 万 5,000 円、同年 12 月 25 日は 42 万 5,000 円、18 年８月７日及び同年 12 月 20 日は 37 万 5,000 円、19 年７月 20 日は 39 万円、同年 12 月 20 日は 37 万 5,000 円、20 年７月 25 日は 35 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 52 年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　①　平成 15 年６月１日から 21 年３月 14 日まで
②　平成 15 年 12 月 25 日
③　平成 16 年７月 25 日
④　平成 16 年 12 月 25 日
⑤　平成 17 年７月 31 日
⑥　平成 17 年 12 月 25 日
⑦　平成 18 年８月７日

⑧　平成 18 年 12 月 20 日
⑨　平成 19 年 7 月 20 日
⑩　平成 19 年 12 月 20 日
⑪　平成 20 年 7 月 25 日

私は、平成 15 年６月１日から 21 年３月 13 日までの期間においてＡ社に勤務していた。30 万円を超えた給与をもらっていたのに、標準報酬月額が 30 万円となっている。

また、賞与明細書から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、賞与の記録が無い。

給与明細書及び賞与明細書を提出するので、申立期間①から⑪までの標準報酬月額及び標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立期間①のうち、平成 18 年９月１日から 21 年３月 14 日までの期間について、申立人が所持する給与明細書から、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記の給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、32 万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答は無いが、給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が長期間にわたって一致していないことから、事業主は、給与明細書で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成 15 年６月１日から 18 年９月１日までの期間について、上記の給与明細書において確認又は推認できる厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②から⑪までについて、申立人が所持する賞与明細書から、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準賞与額については、上記の賞与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、平成 15 年 12 月 25 日は 50 万 4,000 円、16

年７月 25 日は 34 万 4,000 円、同年 12 月 25 日は 55 万円、17 年７月 31 日は 32 万 5,000 円、同年 12 月 25 日は 42 万 5,000 円、18 年８月７日及び同年 12 月 20 日は 37 万 5,000 円、19 年７月 20 日は 39 万円、同年 12 月 20 日は 37 万 5,000 円、20 年７月 25 日は 35 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間②から⑪までに係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは回答が得られないが、複数の同僚が賞与を支給されていたと証言しているにもかかわらず、当該期間において標準賞与額の記録がある者が存在しないことから、事業主は社会保険事務所に対して当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は、当該賞与に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

神奈川厚生年金　事案 7863

第１　委員会の結論

申立期間のうち、平成 15 年６月 24 日、同年 12 月 12 日、16 年７月６日、同年 12 月７日、17 年６月 12 日、同年 12 月８日、18 年７月 19 日、同年 12 月 14 日、19 年７月９日、20 年７月８日、同年 12 月 16 日及び 21 年７月８日ついて、申立人は、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のＡ社に係る標準賞与額は、15 年６月 24 日は 47 万 7,000 円、同年 12 月 12 日は 52 万 3,000 円、16 年７月６日は 43 万 6,000 円、同年 12 月７日は 42 万 3,000 円、17 年６月 12 日は 42 万 3,000 円、同年 12 月８日は 45 万 8,000 円、18 年７月 19 日は 44 万 4,000 円、同年 12 月 14 日は 45 万 6,000 円、19 年７月９日は 43 万 6,000 円、20 年７月８日は 23 万円、同年 12 月 16 日は 28 万円、21 年７月８日は 25 万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成 21 年 12 月 16 日について、申立人は当該期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のＡ社における当該期間の標準賞与額に係る記録を 23 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 22 年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　①　平成 15 年６月 24 日
②　平成 15 年 12 月 12 日
③　平成 16 年７月６日
④　平成 16 年 12 月７日
⑤　平成 17 年６月 12 日

⑥　平成 17 年 12 月８日
⑦　平成 18 年７月 19 日
⑧　平成 18 年 12 月 14 日
⑨　平成 19 年７月９日
⑩　平成 20 年７月８日
⑪　平成 20 年 12 月 16 日
⑫　平成 21 年７月８日
⑬　平成 21 年 12 月 16 日

厚生年金保険の被保険者記録によると、Ａ社に勤務していた期間のうち、申立期間①から⑬までの標準賞与額の記録が無い。私が所持している賞与明細書により、厚生年金保険料を賞与から控除されていたことが確認できる。調査の上、申立期間に係る標準賞与額の被保険者記録を認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書及びＡ社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間①から⑬までにおいて、同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間⑬に係る標準賞与額については 23 万円と記録されているが、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立期間①から⑬までの標準賞与額については、上記の賞与明細書及び賃金台帳において確認できる支給額又は厚生年金保険料控除額から、平成 15 年６月 24 日は 47 万 7,000 円、同年 12 月 12 日は 52 万 3,000 円、16 年７月６日は 43 万 6,000 円、同年 12 月７日は 42 万 3,000 円、17 年６月 12 日は 42 万 3,000 円、同年 12 月８日は 45 万 8,000 円、18 年７月 19 日は 44 万 4,000 円、同年 12 月 14 日は 45 万 6,000 円、19 年７月９日は 43 万 6,000 円、20 年７月８日は 23 万円、同年 12 月 16 日は 28 万円、21 年７月８日は 25 万円、同年 12 月 16 日は 23 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該賞与に係る厚

生年金保険料について、納付していないことを認めている上、申立人の申立期間⑬に係る賞与支払届を年金事務所に対して、当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に届出を行っていることから、これを履行していないと認められる。

神奈川厚生年金　事案 7864

第１　委員会の結論

申立期間のうち、平成８年７月１日から９年３月 31 日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を 17 万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成９年３月 31 日から同年５月１日までの期間について、申立人のＡ社における資格喪失日は、同年５月１日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日の記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額の記録を 17 万円とすることが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 49 年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　①　平成８年４月１日から同年７月１日まで
②　平成８年７月１日から９年３月 31 日まで
③　平成９年３月 31 日から同年５月１日まで

私は、平成８年４月から９年４月までＡ社に継続して勤務していた。しかし、厚生年金保険の記録によると、申立期間①及び③が被保険者期間となっておらず、申立期間②に係る標準報酬月額が、私が記憶している 17 万円ではなく、11 万円となっている。調査の上、申立期間①及び③を厚生年金保険の被保険者期間として認め、申立期間②の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立期間②について、オンライン記録から、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、当初、17 万円と記録されていたところ、Ａ社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成９年３月 31 日）より後の同年５月８日付けで、遡及して 11 万円に引き下げられている上、申立人を除く 18 名についても、申立人と同様の訂正処理が行われていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は無く、申立人の当該期間に係る標準報酬月額について有効な記録の訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 17 万円に訂正することが必要である。

申立期間③について、雇用保険の記録及び申立人の退職後もＡ社に勤続していたとする同僚の供述から、申立人が当該期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録から、申立人が平成９年３月 31 日にＡ社において被保険者資格を喪失した旨の処理は、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日より後の同年５月８日付けで行われている上、申立人を除く 18 名についても同様の処理が行われていることが確認できる。

さらに、申立人及び経理事務担当者を含む複数の同僚は、「平成８、９年当時、会社の経営状態が悪化し、資金繰りに苦慮していたことから、厚生年金保険料の滞納があったと考えられる。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人が平成９年３月 31 日に被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理が有効であったとは認められないことから、申立人のＡ社に係る被保険者資格の喪失日は、雇用保険の離職日の翌日の同年５月１日であると認められる。

なお、申立期間③に係る標準報酬月額は、上記の遡及処理前の社会保険事務所の記録から、17 万円とすることが妥当である。

申立期間①について、雇用保険の記録及び複数の同僚の供述から、申立人が当該期間において、Ａ社に勤務していることは確認できる。

しかしながら、Ｂ厚生年金基金及びＣ健康保険組合における申立人の資格取得日は、平成８年７月１日と記録されており、オンライン記録における厚生年金保険の資格取得日と一致している。

また、申立人とほぼ同時期に入社した複数の同僚が、「会社から、健康保険被保険者証を渡されたのは、入社の２、３か月後であった。」と供述している。

さらに、申立人は、当該期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金　事案 7865

第１　委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を 53 万円に訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 19 年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　平成３年３月１日から同年 12 月 31 日まで

私がＡ社に勤務していた期間のうち、平成３年３月１日から同年 12 月 31 日までの期間の標準報酬月額が、遡って引き下げられていることを知った。当時は 150 万円程度の給与を受けていたので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第３　委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、53 万円と記録されていたところ、Ａ社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成３年 12 月 31 日（平成 22 年２月 25 日に、４年３月 16 日に訂正された。）より後の４年３月４日付けで、遡って 24 万円に引き下げられていることが確認できる上、申立人以外の５名について標準報酬月額が遡って減額訂正処理されていることが確認できる。

また、Ａ社の商業登記簿謄本によると、申立人は、申立期間において同社の役員であったことが確認できるが、申立人の同僚は、「申立人は、私と同様に営業担当取締役であり、社会保険関係業務には一切関わっていなかった。」と述べていることから、申立人が当該標準報酬月額の減額訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録の訂正があったとは認められず、申立期間に係る標準報酬月額は、当初、事業主が社会保険事務所に届け出た 53 万円に訂正することが必要であると認められる。

神奈川厚生年金　事案 7866

第１　委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 12 万 9,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 34 年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　平成 21 年６月 30 日

Ａ社で支給された賞与のうち、平成 21 年６月の賞与については、厚生年金保険の記録が無い。申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人のＡ社における厚生年金保険被保険者の記録では、申立期間に係る標準賞与額は 21 万円とされているが、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

厚生年金特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、事業主が保管している賞与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、

12万9,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、訂正の届出を行ったと回答していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

神奈川厚生年金　事案 7880

第１　委員会の結論

申立人のＡ社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和 59 年２月１日であると認められることから、申立人の申立期間に係る資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、38 万円とすることが妥当である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 23 年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和 58 年 10 月 31 日から 59 年２月１日まで

私は、申立期間においてもＡ社に継続して勤務していた。それにもかかわらず、厚生年金保険の資格喪失日が昭和 58 年 10 月 31 日となっている。厚生年金基金の加入員資格喪失日は 59 年２月１日となっているので、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第３　委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間においてＡ社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、Ａ社に係る事業所別被保険者名簿（健康保険厚生年金保険被保険者名簿）によると、申立人の同社における資格喪失日は昭和 58 年 10 月 31 日と記録されているが、当該資格喪失に係る処理は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（59 年２月１日）より後の同年３月 31 日に行われている上、申立人を除く 22 名についても同様の処理が行われていることが確認できる。

また、Ａ社が加入していたＢ厚生年金基金から提出された申立人に係る加入員台帳によると、申立人の同基金における加入員資格喪失日は、昭和 59 年２月１日であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）においてかかる処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、雇用保険及び厚生年金

基金の記録から、昭和 59 年２月１日とすることが必要であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のＡ社における当該喪失処理前の記録から、38 万円とすることが妥当である。

神奈川厚生年金　事案 7881

第１　委員会の結論

申立期間のうち、昭和 18 年４月９日から同年 11 月 26 日までの期間について、申立人は、当該期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のＡ社における船員保険被保険者資格の取得日に係る記録を同年４月９日に、同資格の喪失日に係る記録を同年 11 月 26 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、75 円とすることが必要である。

なお、事業主は、当該期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間のうち、昭和 20 年４月１日から同年９月 18 日までの期間及び 21 年１月 15 日から同年２月１日までの期間について、申立人は、当該期間において船員保険の被保険者であったことが認められることから、申立人のＡ社における船員保険被保険者資格の取得日に係る記録を 20 年４月１日に訂正し、資格喪失日（21 年１月 15 日）及び資格取得日（同年２月１日）に係る記録を取り消すことが必要である。

なお、昭和 20 年４月から同年８月までの期間及び 21 年１月の標準報酬月額については、160 円とすることが妥当である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　大正 12 年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　①　昭和 18 年４月９日から同年 11 月 26 日まで
②　昭和 20 年４月１日から同年９月 18 日まで
③　昭和 21 年１月 15 日から同年２月１日まで

私は、昭和 18 年４月にＢ社に入社し、同年５月から同年 11 月までＡ社が管理していた船舶Ｃに乗船しＤ職として勤務していたが、申立期間①の船員保険被保険者記録が無い。

また、昭和 20 年４月１日から 21 年２月１日までの期間について、Ａ社の船員保険の被保険者であったはずなので、申立期間②及び③を船員保険被保険者期間として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、当時の状況について具体的かつ詳細に記憶していること、及びＢ社が保管する人事記録（個人カード）から、申立人が当該期間において船舶Ｃに乗船勤務していたことが認められる。

また、申立人が記憶するＤ職の上司は、船員保険被保険者台帳により、申立期間①において船舶Ｃに係る船員保険被保険者となっていることが確認できる。

さらに、申立人が姓のみ記憶する同僚３人と同姓の者が船舶Ｃに係る船員保険被保険者名簿において、申立期間①に船員保険被保険者であったことが確認できる。

加えて、船舶Ｃに係る船員保険被保険者名簿から、同船舶はＡ社に管理されていた船舶であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間①において、Ａ社における船員保険の被保険者として、船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、上記人事記録（個人カード）の記録から、75 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、Ａ社は既に解散しているため確認することができないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、Ｂ社が保管する人事記録（個人カード）及び同社の回答から、申立人が当該期間において同社に在籍し、Ａ社で船員として勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると申立人のＡ社における資格取得日は昭和 20 年９月 18 日とされているが、同社に係る船員保険被保険者名簿においては、申立人の二つ前に記載されている同僚の記録から、繰り返し符号により 21 年４月１日と記載されており、これらの記録は一致しない。

また、上記の同僚の船員保険被保険者台帳において確認できるＡ社の資格取得日は昭和 20 年４月１日となっており、上記の被保険者名簿と異なっている上、同様に被保険者名簿及び被保険者台帳に記載されているそれぞれの資格取得日が異なっている者が複数確認でき、社会保険事務所にお

いて同社に係る被保険者記録が適切に管理されていたとは言い難い。

さらに、申立人の船員保険被保険者台帳から、当初記載されていなかった資格取得日が、昭和 35 年 12 月 15 日以降に「東京の回答」として、21 年４月１日と記載されたことが確認でき、この経緯について、Ｅ事務センターは「不明である。」と回答している上、当該被保険者台帳に記載されている申立人の資格取得時における標準報酬月額の等級は、22 年 12 月以降の等級であり、その記載内容は不自然である。

加えて、上記の被保険者名簿に記載されている申立人の船員保険番号は、昭和 20 年４月１日が資格取得日と記載されている数十人の同僚の番号と連番である。

これらを総合的に判断すると、Ａ社は、申立人の主張する昭和 20 年４月１日に船員保険の被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間②の標準報酬月額は、同時期にＡ社に勤務した同僚の当該期間における社会保険事務所の記録から、160 円とすることが妥当である。

申立期間③について、オンライン記録によると、申立人は、昭和 21 年１月 15 日にＡ社における船員保険の被保険者資格を喪失し、同年２月１日に被保険者資格を再度取得しており、当該期間においては被保険者となっていない。

しかしながら、Ｂ社が保管する人事記録（個人カード）及び同社の回答から、申立人が当該期間において同社に在籍し、Ａ社で船員として勤務していたことが認められる。

また、Ａ社に係る船員保険被保険者名簿及び申立人の船員保険被保険者台帳において確認できる申立人の船員保険被保険者資格の喪失日は、昭和 22 年 12 月１日であり、同日より前において被保険者資格を喪失し再度取得した旨の記載は確認できない。

さらに、上述のとおり、社会保険事務所においてＡ社に係る被保険者記録が適切に管理されていたとは言い難い。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間において船員保険の被保険者であったことが認められる。

なお、申立期間③の標準報酬月額は、同時期にＡ社に勤務した同僚の当該期間における社会保険事務所の記録から、160 円とすることが妥当である。

神奈川厚生年金　事案 7882

第１　委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を、50 万円に訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和 25 年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　平成４年６月１日から５年９月１日まで

私が、Ａ社に勤務していた期間の標準報酬月額が８万円となっているが、当時の報酬月額からすると著しく低額であるので、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第３　委員会の判断の理由

オンライン記録から、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初、50 万円と記録されていたところ、Ａ社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成６年３月 28 日）より後の６年４月５日付けで、遡及して８万円に引き下げられている上、同日において、22 人の被保険者についても、その標準報酬月額が遡及して引き下げられていることが確認できる。

また、商業登記簿謄本から、申立人は、Ａ社の取締役であったことが確認できるが、当該訂正処理前の平成５年７月 31 日に取締役を辞任している上、同じ取締役であった同僚三人は、「申立人は、営業担当の常務で、申立期間の標準報酬月額の遡及訂正には、関わっていなかった。」と述べている。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、有効な記録訂正があったとは認められず、申立期間に係る標準報酬月額を、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 50 万円に訂正することが必要であると認められる。

神奈川厚生年金　事案 7883

第１　委員会の結論

申立期間のうち、平成２年２月１日から 11 年４月 30 日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を２年２月から同年６月までは 15 万円、同年７月から７年６月までは 18 万円、同年７月から９年 12 月までは 20 万円、10 年１月から 11 年３月までは 15 万円に訂正することが必要である。

申立期間のうち、平成 11 年４月 30 日から同年５月１日までの期間について、申立人のＡ社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、同年５月１日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額は、15 万円とすることが妥当である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 24 年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　①　平成２年２月１日から 11 年４月 30 日まで
②　平成 11 年４月 30 日から同年５月１日まで

Ａ社に勤務した期間のうち申立期間①の標準報酬月額の記録が、実際の給料より低い額に変更されている。調査の上、変更前の標準報酬月額に訂正してほしい。また、平成 11 年４月 30 日まで同社に勤務していたので、調査の上、資格喪失日に係る記録を訂正してほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によると、申立人のＡ社における当該期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成２年２月から同年６月までは 15 万円、同年７月から７年６月までは 18 万円、同年７月から９年 12 月までは 20 万円、10 年１月から 11 年３月までは 15 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年４月 30 日より後の同年５月 20 日付けで、遡って９万 2,000 円に減額訂正処理されている上、申立人のほか１名の同僚についても、同様に標準報酬月

額が遡って減額訂正処理されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は無く、申立人の当該期間に係る標準報酬月額について有効な記録の訂正があったとは認められず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成２年２月から同年６月までは 15 万円、同年７月から７年６月までは 18 万円、同年７月から９年 12 月までは 20 万円、10 年１月から 11 年３月までは 15 万円に訂正することが必要である。

申立期間②について、雇用保険の加入記録から、申立人が当該期間においてＡ社に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、申立人のＡ社における被保険者資格の喪失日は、平成 11 年４月 30 日となっているが、当該処理は、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日より後の同年５月 20 日付けで行われている上、申立人のほか１名についても同様の処理が行われていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人が平成 11 年４月 30 日にＡ社の被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理が有効であったとは認められないことから、申立人の同社に係る被保険者資格の喪失日を、雇用保険の離職日の翌日である同年５月１日に訂正することが必要である。

なお、申立期間②に係る標準報酬月額は、上記の遡及処理前の社会保険事務所の記録から、15 万円とすることが妥当である。

神奈川厚生年金　事案 7884

第１　委員会の結論

申立期間のうち、平成５年１月１日から６年６月１日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を 20 万円に訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 37 年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和 61 年３月１日から平成９年３月 21 日まで

私は、昭和 61 年３月１日から平成９年３月 20 日までの期間においてＡ社で正社員として勤務し、Ｂ職の仕事をしていた。

ねんきん定期便を見たところ、申立期間の標準報酬月額が当時の給与額（20 万円から 26 万円程度）に見合う額となっていないので、調査の上、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成５年１月１日から６年６月１日までの期間について、オンライン記録では、当初、申立人の標準報酬月額は、当該期間のうち５年１月から６年３月までは 20 万円と記録されていたところ、同年４月 26 日付けで、遡って８万円に引き下げられていることが確認できる上、申立人のほかに 70 名以上の被保険者が、同様に標準報酬月額の減額訂正処理が行われている。

また、滞納処分票により、当該期間において、Ａ社が厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、平成６年４月 26 日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものとは考え難く、社会保険事務所が標準報酬月額の減額訂正処理を行う合理的な理由も無いことから、有効な記録の訂正があったとは認められない。

このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の平成５年１月から６年５月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に

当初届け出た20万円に訂正することが必要と認められる。

なお、当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の随時改定（平成６年６月１日）で、申立人の標準報酬月額は９万8,000円と記録されているところ、当該処理については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

一方、申立期間のうち、昭和 61 年３月１日から平成５年１月１日までの期間及び６年６月１日から９年３月 21 日までの期間について、申立人は、当該期間の給与明細書等を所持しておらず、事業主からも回答を得ることができないことから、当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認することができない。

また、当該期間において、Ａ社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚が所持する給与明細書を当委員会で検証したところ、いずれも、当該期間における報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額を超えるものの、源泉控除された厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

このほか、当該期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金　事案 7885

第１　委員会の結論

申立人のＡ社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成７年 12 月４日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については 24 万円とすることが妥当である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 30 年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　平成７年４月 30 日から同年 12 月４日まで

私は、Ａ社が運営していたＢ事業所で、Ｃ職として勤務していた。年金事務所から、同社に係る私の資格喪失日の記録が遡及訂正されている旨の手紙が届いた。同僚は既に年金記録確認第三者委員会に申立てをし、資格喪失日の記録訂正が認められている。私も同僚と同様に同社に勤務していたので厚生年金保険の資格喪失日に係る記録を訂正してほしい。

第３　委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人は、申立期間にＡ社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、申立人のＡ社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成７年 10 月 26 日（以下「全喪日」という。）より後の同年 12 月４日付けで、遡って同年 10 月１日の定時決定を取り消し、同年４月 30 日と記録されている上、申立人と同様に、被保険者資格の喪失日を遡って同年４月 30 日と記録されている者が、相当数確認できる。

また、商業登記簿謄本によると、Ａ社は全喪日以降においても法人事業所であることが確認できることから、申立期間当時、同社が厚生年金保険法に基づく適用事業所の要件を満たしていたと認められ、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

さらに、Ａ社の取締役は、「申立期間当時、社会保険料を滞納しており、

社会保険事務所（当時）の指導により、従業員の厚生年金保険の被保険者資格を遡って喪失した。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人が平成７年４月 30 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、当該喪失処理が行われた同年 12 月４日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のＡ社における当該喪失処理前のオンライン記録から、24 万円とすることが妥当である。

神奈川厚生年金　事案 7886

第１　委員会の結論

申立人のＡ社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和 59 年２月１日であると認められることから、申立人の申立期間に係る資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、20 万円とすることが妥当である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 26 年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和 58 年 10 月 31 日から 59 年２月１日まで

私は、申立期間においてもＡ社に継続して勤務していた。それにもかかわらず、厚生年金保険の資格喪失日が昭和 58 年 10 月 31 日となっている。厚生年金基金の加入員資格喪失日は 59 年２月１日となっているので、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第３　委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間においてＡ社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、Ａ社に係る事業所別被保険者名簿（健康保険厚生年金保険被保険者名簿）によると、申立人の同社における資格喪失日は昭和 58 年 10 月 31 日と記録されているが、当該資格喪失に係る処理は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（59 年２月１日）より後の同年３月 31 日に行われている上、申立人を除く 22 名についても同様の処理が行われていることが確認できる。

また、Ａ社が加入していたＢ厚生年金基金から提出された申立人に係る加入員台帳によると、申立人の同基金における加入員資格喪失日は、昭和 59 年２月１日であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）においてかかる処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、雇用保険及び厚生年金

基金の記録から、昭和 59 年２月１日とすることが必要であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のＡ社における当該喪失処理前の記録から、20 万円とすることが妥当である。

神奈川厚生年金　事案 7887

第１　委員会の結論

申立期間のうち、平成 14 年４月 30 日から同年６月 21 日までの期間について、申立人のＡ社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年６月 21 日であると認められることから、資格喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額を 22 万円とすることが必要である。

申立期間のうち、平成 14 年 10 月１日から同年 12 月 18 日までの期間について、申立人のＢ社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年 12 月 18 日であると認められることから、資格喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額を、同年 10 月は 22 万円、同年 11 月は９万 8,000 円とすることが必要である。

申立期間のうち、平成 14 年 11 月１日から同年 12 月 18 日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額を 22 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間のうち、平成 14 年 11 月１日から同年 12 月 18 日までの期間において、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（９万 8,000 円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 56 年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　①　平成 14 年４月 30 日から同年６月 21 日まで
②　平成 14 年 10 月１日から同年 12 月 18 日まで

私は、平成 13 年４月２日からＡ社に勤務し、14 年６月 21 日付けで同社からＢ社に転籍し、同年 12 月 17 日まで継続して勤務していた。しかし、厚生年金保険の記録によると、申立期間①及び②が被保険者期間となっていないことを知った。当該期間に係る給与支給額が 22 万円であったことを記憶しており、納得できないので、調査の上、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

１　申立期間①について、雇用保険の記録及びＡ社の複数の同僚の供述から、申立人が、当該期間に同社に勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録では、申立人は、平成 14 年４月 30 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しているが、当該喪失に係る処理は、Ａ社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日である同年４月 30 日（その後、同年６月 21 日に変更）より後の同年６月 28 日に行われている上、複数の者について、資格喪失日に係る記録や標準報酬月額の記録が遡及して訂正されていることが確認できる。

さらに、Ｃ年金事務所は、「平成 13、14 年当時の滞納処分票は保管されていないものの、調査決定済額取消伺が保管されていることから、Ａ社には厚生年金保険料の滞納があったと考えられる。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、申立人が平成 14 年４月 30 日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のＡ社における被保険者資格の喪失日は、雇用保険の離職日の翌日の同年６月 21 日であると認められる。

なお、申立期間①に係る標準報酬月額については、当該喪失処理前の記録から、22 万円とすることが妥当である。

２　申立期間②について、雇用保険の記録から、申立人が、平成 14 年 12 月 17 日までＢ社に勤務していたことが確認できる。

また、オンライン記録では、申立人は、平成 14 年 10 月１日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しているが、当該喪失に係る処理は、Ｂ社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日である同年 11 月 21 日（その後、15 年４月 16 日に変更）より後の 15 年３月 12 日に行われている上、複数の者についても、同様に遡及した資格喪失処理が行われていることが確認できる。

さらに、平成 14 年度の滞納処分票によると、当時、Ｂ社が厚生年金保険料を滞納していた事実が確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人が平成 14 年 10 月１日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のＢ社における被保険者資格の喪失日は、雇用保険の離職日の翌日の同年 12 月 18 日であると認められる。

なお、申立期間②に係る標準報酬月額については、当該喪失処理前の

記録から、14 年 10 月は 22 万円、同年 11 月は 9 万 8,000 円とすることが妥当である。

3　申立期間のうち、平成 14 年 11 月 1 日から同年 12 月 18 日までの期間について、申立人が所持する同年 12 月分の給料明細書から、申立人は、標準報酬月額 22 万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答が得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

神奈川厚生年金　事案 7888

第１　委員会の結論

申立期間のうち、平成５年１月１日から６年６月１日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を 18 万円に訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 38 年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和 59 年９月１日から平成 10 年３月 21 日まで

私は、昭和 59 年９月１日から平成 10 年３月 20 日までの期間においてＡ社で正社員として勤務し、Ｂ職の仕事をしていた。

ねんきん定期便を見たところ、申立期間の標準報酬月額が当時の給与額（20 万円から 28 万円程度）に見合う額となっていない。給与明細書の一部が残っているので、調査の上、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成５年１月１日から６年６月１日までの期間について、オンライン記録では、当初、申立人の標準報酬月額は、当該期間のうち５年１月から６年３月までは 18 万円と記録されていたところ、同年４月 26 日付けで、遡って８万円に引き下げられていることが確認できる上、申立人のほかに 70 名以上の被保険者が、同様に標準報酬月額の減額訂正処理が行われている。

また、滞納処分票により、当該期間において、Ａ社が厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、平成６年４月 26 日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものとは考え難く、社会保険事務所が標準報酬月額の減額訂正処理を行う合理的な理由も無いことから、有効な記録の訂正があったとは認められない。

このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の平成

５年１月から６年５月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 18 万円に訂正することが必要と認められる。

なお、当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の随時改定（平成６年６月１日）で、申立人の標準報酬月額は９万 8,000 円と記録されているところ、当該処理については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

一方、申立期間のうち、昭和 59 年９月１日から平成５年１月１日までの期間及び６年６月１日から 10 年３月 21 日までの期間について、申立人が提出した昭和 61 年３月、同年６月、同年８月、同年 10 月から同年 12 月までの期間、62 年５月、同年７月、同年８月、同年 11 月、63 年４月から同年 12 月までの期間、64 年１月、平成元年３月から同年７月までの期間、同年９月から同年 12 月までの期間、２年１月から４年２月までの期間、及び６年６月の給与明細書において確認できる厚生年金保険料に基づく標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額と同額であり、昭和 60 年７月及び同年 12 月は厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、当該期間のうち、上記の申立人が給与明細書を提出した期間以外の期間について、申立人は、給与明細書等を所持しておらず、事業主からも回答を得ることができないことから、当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認することができない。

このほか、当該期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金　事案 7889

第１　委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を 53 万円に訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和 14 年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　平成２年８月１日から４年２月 16 日まで

年金事務所からの質問書によれば、Ａ社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が遡及して 53 万円から８万円に減額訂正されている。

私は、Ｂ業務担当役員であったが、事業主から遡及して記録を訂正することについて説明を受けておらず、訂正前の標準報酬月額に直してほしい。

第３　委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、53 万円と記録されていたが、Ａ社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成４年３月 31 日）より後の同年５月２日付けで、遡及して８万円に引き下げられていることが確認できる。

また、上記の減額訂正処理が行われた当時、申立人は商業登記簿謄本によりＡ社の取締役であったことが確認できるものの、複数の同僚が、申立人はＢ業務担当役員であり、経理には関与していなかったと供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような標準報酬月額の減額訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間の標準報酬月額について有効な訂正処理があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 53 万円に訂正することが必要である。

神奈川厚生年金　事案 7890

第１　委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を 22 万円に訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和 43 年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　平成３年１月１日から同年 10 月２日まで

私は、Ａ社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が低くなっている。給与は下がっていないので、厚生年金保険の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第３　委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初、22 万円と記録されていたが、Ａ社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成３年 10 月２日）より後の４年４月６日付けで、遡って 15 万円に引き下げられている上、申立人及び元事業主を除く 12 名についても同様に標準報酬月額が引き下げられ、このほかに３名について資格取得時決定に係る標準報酬月額が遡って引き下げられていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、Ａ社の元取締役は、「Ａ社は、経営不振で資金繰りが厳しかった。社会保険料も滞納しており、当時、社会保険事務所から督促の電話があった。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間にかかる標準報酬月額は、当初、事業主が届け出た 22 万円に訂正することが必要であると認められる。

神奈川厚生年金　事案 7891

第１　委員会の結論

申立期間のうち、平成 13 年８月１日から 14 年７月 31 日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人の主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間の標準報酬月額を、13 年８月及び同年９月は 32 万円、同年 10 月から 14 年６月までは 28 万円に訂正することが必要である。

申立期間のうち、平成 14 年７月 31 日から同年 11 月 21 日までの期間について、申立人のＡ社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、同年 11 月 21 日であると認められることから、申立人の同社における資格喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額を 28 万円とすることが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 46 年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　①　平成 13 年８月１日から 14 年７月 31 日まで
②　平成 14 年７月 31 日から 16 年６月１日まで

私は、Ａ社に平成 10 年４月 21 日から 16 年５月 31 日までの期間において勤務していたが、当該期間のうち、申立期間①の標準報酬月額が給与額と比較して大幅に低いことが、日本年金機構の「質問書」で判明した。納得できないので、調査の上、申立期間①の厚生年金保険の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

また、Ａ社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日以降も継続して勤務していたので、申立期間②について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録では、申立人の当該期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、申立人が主張する平成 13 年８月及び同年９月は 32 万円、同年 10 月から 14 年６月までは 28 万円と記録されていたところ、Ａ社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（14

年７月 31 日）より後の同年 11 月 21 日付けで、遡って 13 年８月から 14 年２月までは 18 万円、同年３月から同年６月までは 12 万 6,000 円に引き下げられていることが確認できる。

また、申立人が所持している給与支給明細書から、訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、Ａ社の専務取締役は、「社会保険事務所で保険料の滞納について話合いを行った。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このように遡って記録を訂正する処理を行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、有効な記録訂正があったとは認められず、当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成 13 年８月及び同年９月は 32 万円、同年 10 月から 14 年６月までは 28 万円に訂正することが必要である。

申立期間②のうち、平成 14 年７月 31 日から同年 11 月 21 日までの期間について、雇用保険の記録から、申立人がＡ社に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、Ａ社は平成 14 年７月 31 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立人は同日に被保険者資格を喪失したとされているが、当該資格喪失処理が行われたのは同日より後の同年 11 月 21 日であることが確認できる上、申立人のほか 23 名についても同様の処理が行われており、かつ、当該処理前の記録から、当該期間において同社が適用事業所としての要件を満たしていたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成 14 年７月 31 日に被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該処理に係る記録は有効なものと認められないことから、申立人の資格喪失日は、当該処理を行った日である同年 11 月 21 日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、当該処理前の記録から 28 万円とすることが妥当である。

一方、申立期間②のうち、平成 14 年 11 月 21 日から 16 年６月１日までの期間については、雇用保険の記録から、申立人がＡ社に継続して勤務していたことが認められる。

しかし、申立人が所持する給与支給明細書により、当該期間に係る厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、申立人について、当該期間に係る国民年金保険料の納付記録が確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川国民年金　事案6833

第１　委員会の結論

申立人の昭和50年９月の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和27年生

住　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和50年９月

私は、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和50年３月から国民年金保険料を納付していた。

昭和50年９月に就職し、厚生年金保険に加入したが、同年同月の国民年金保険料も納付した。

申立期間の国民年金保険料については、既に還付されているということであるが、私は、その還付金を受け取った記憶が無い。

申立期間の国民年金保険料を還付してほしい。また、その保険料を還付したというのであれば、誰に、どのように還付したのかを調べてほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、既に還付されていると年金事務所で説明されたが、その還付金を受け取った記憶が無いと主張している。

しかし、申立人は、申立期間において、厚生年金保険の被保険者となっていることから、申立人の特殊台帳及び国民年金被保険者名簿に記載されているとおり、当該期間の国民年金保険料が過誤納とされ、還付手続が行われたことに不自然さはみられない。

また、申立人の特殊台帳には、申立期間の国民年金保険料が昭和50年12月に還付されたことを示す「還付50.９　1,100円（50.12.８）」と記載されており、当該金額は、当該期間の保険料額と一致している上、申立人の国民年金被保険者名簿にも、当該期間の保険料が還付されている旨が記載されており、その還付記録自体に不合理な点は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人の申立期間の国民年金保険料が還付されていないものと認めることはできない。

なお、申立人は、当委員会に対し、申立期間の国民年金保険料に係る還付金の還付先及びその還付方法についての調査を求めている。しかし、年金記録確認第三者委員会は、当該還付金に関する還付の有無及びその適否については審議を行うが、その還付先及び還付方法について解明する機関ではない。

神奈川国民年金　事案6834

第１　委員会の結論

申立人の昭和51年３月から54年３月までの期間及び平成５年４月から11年３月までの期間の国民年金保険料については、納付していたもの又は免除されていたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和31年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　①　昭和51年３月から54年３月まで
②　平成５年４月から11年３月まで

私は、時期については定かではないが、国民年金の加入手続を行い、申立期間①及び②の国民年金保険料については、納付することができる時は納付し、納付することができない時は免除の申請手続を行ってきたはずである。

申立期間①のうち、昭和51年３月から53年３月までの国民年金保険料が未加入による未納とされ、申立期間①のうち、同年４月から54年３月までの期間及び申立期間②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料について、納付することができる時は納付し、納付することができない時は免除の申請手続を行ってきたはずであると主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続、免除の申請手続及び保険料の納付方法について、「確たる詳しい記憶は無い。」と述べており、国民年金の加入状況、保険料の免除の申請状況及び納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和54年３月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、また、申立人は53年４月に国民年金の被保険者資格を取得していることが申立人の所持する年金手帳及び国民年金被保険者名簿により確認できることから、申立期間①のうち、51年３月から53年３月までの期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することも、保険料の免除の申請手続を行うこともで

きない期間である上、申立人は、当該期間当初から手帳記号番号の払出時期を通じて同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、その形跡もない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点において、国民年金保険料の免除の申請手続が行われたとしても、保険料の免除は、免除の申請のあった日の属する月前における直近の基準月から承認されるものであるため、申立期間①のほとんどの期間は保険料の免除を受けることができない期間である。

加えて、申立期間②は72か月に及んでおり、これだけの長期間にわたる事務処理を複数の行政機関が続けて誤ることは考え難い上、当該期間は、平成９年１月以降の基礎年金番号の導入後の期間を含んでおり、基礎年金番号に基づき国民年金保険料の事務処理の電算化が図られていた状況下において、当該期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考え難い。

その上、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたこと、又は当該期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたもの又は免除されていたものと認めることはできない。

神奈川国民年金　事案6835

第１　委員会の結論

申立人の平成13年４月から14年２月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和17年生

住　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　平成13年４月から14年２月まで

私は、平成12年３月に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した。厚生年金保険から国民年金への切替手続については、自身で行った記憶は無く、同資格喪失当時の居住地を管轄する社会保険事務所（当時）で処理されたものと思われる。申立期間当時の国民年金保険料については、その納付場所や納付金額をはっきり記憶していないが、税金等ほかの公的な支払いと同様に、半年ごとに納付していた。

私は、申立期間当時居住していた区の平成14年度及び15年度の「市民税・県民税課税（非課税）証明書」を所持しており、同証明書の所得控除額の社会保険料欄に私が支払った社会保険料の金額が記載されている。その記載は、当該期間の国民年金保険料を私が納付していた証拠となるはずのものである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った記憶は無く、当該期間の国民年金保険料については、税金等の支払いと同様に、半年ごとに納付していたと述べているものの、その納付場所や納付金額をはっきり記憶していないなど、当該期間当時の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間は、平成９年１月の基礎年金番号導入後の期間であり、同番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていることから、当該期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間当時居住していた区の平成14年度及び15年

度の「市民税・県民税課税（非課税）証明書」を所持しており、同証明書の所得控除額の社会保険料欄に記載された申告額は、当該期間の国民健康保険料及び自身の国民年金保険料の支払金額であり、それが当該期間の国民年金保険料を納付していた証拠であると主張しているが、国民健康保険料及び国民年金保険料のそれぞれの申告金額を具体的に憶(おぼ)えておらず、同証明書でも、当該社会保険料の種類別内訳は記載されていないことから、同証明書に記載された社会保険料控除の申告額をもって、直ちに当該期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す別の関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、口頭意見陳述においても、新たな証言や資料を得ることができず、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金　事案6836

第１　委員会の結論

申立人の昭和57年４月から62年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和33年生

住　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和57年４月から62年12月まで

私は、昭和59年頃に婚約したことを契機に、区役所で国民年金の加入手続を行い、それまで納付していなかった57年４月からの国民年金保険料を金融機関で遡ってまとめて納付した。

また、国民年金の加入手続を行った後の国民年金保険料については、私名義の預金口座から口座振替により納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、昭和59年頃に区役所で国民年金の加入手続を行い、それまで納付していなかった57年４月からの国民年金保険料を金融機関で遡ってまとめて納付したと主張しているが、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人が申立期間当時居住していた市の国民年金被保険者名簿から、62年11月と確認でき、国民年金の加入手続時期が申立人の主張する時期と一致しない。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われた昭和62年11月の時点において、申立期間の大半は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、申立期間の保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立人は現在所持している年金手帳以外の手帳を交付された記憶は無いとしている上、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立期間は69か月に及んでおり、これだけの長期間にわたり複数の行政機関が事務処理を続けて誤るとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

　これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金　事案6837

第１　委員会の結論

申立人の昭和62年４月から平成元年３月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和42年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和62年４月から平成元年３月まで

私は22歳で大学を卒業後の平成元年４月に国民年金の加入手続を行った。その後、20歳から２年分の国民年金保険料を遡って納付することを促す旨の通知を受け、６か月ずつ４回に分けて納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、大学卒業後の平成元年４月に国民年金の加入手続を行い、20歳から２年分の国民年金保険料を４回に分けて納付したと主張しているが、申立人は同年同月に国民年金第１号被保険者としての資格を取得していることが申立人の年金手帳及びオンライン記録により確認でき、申立期間は国民年金の未加入期間で保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、申立期間中は学生であるため、国民年金に加入するとすれば、制度上、任意加入することになるが、任意加入被保険者の場合、遡って資格を取得することも、国民年金保険料を納付することもできない。

さらに、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日及び後の番号が付与された第３号被保険者の該当届出処理日から、平成３年２月から同年４月までの間と推認でき、申立人が主張する加入手続時期と一致しない。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立期間の前後を通じて同一町内に居住していた申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金　事案6838

第１　委員会の結論

申立人の昭和62年３月から63年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和29年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和62年３月から63年12月まで

私の妻は、昭和62年８月頃、区役所で私の国民年金の加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料については、私の妻が納付書により夫婦二人分の保険料を、３か月ごとに区役所で納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、昭和62年８月頃、その妻が申立人の国民年金の加入手続を区役所で行ったと主張しているが、申立人の国民年金の加入手続については、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、平成元年４月から同年５月頃に行われたものと推認でき、申立内容と一致しない上、申立期間については、その時点で、過年度納付が可能であるが、申立人の当該期間の保険料を納付していたとするその妻は、遡って保険料を納付した記憶は無いと述べている。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料をその妻が納付書により夫婦二人分を３か月ごとに区役所で納付していたと主張しているが、その妻も当該期間の保険料は未納となっている上、申立人が申立期間当時居住していた市の保険料の納付サイクルは、昭和 61 年４月から毎月となっていることが同市への調査結果により確認できることから、申立内容と一致しない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金　事案6839

第１　委員会の結論

申立人の昭和36年９月及び同年10月、37年４月から40年３月までの期間及び41年10月から42年３月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和３年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　①　昭和36年９月及び同年10月
②　昭和37年４月から40年３月まで
③　昭和41年10月から42年３月まで

私は、時期や場所は憶(おぼ)えていないが、国民年金の加入手続を行った。国民年金の加入手続後は、私が、夫婦二人分の国民年金保険料を区役所で、毎月納付していた。申立期間①、②及び③の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続後、自身が、夫婦二人分の国民年金保険料を区役所で、毎月納付していたと主張しているが、自身の国民年金の加入手続について、時期や場所について憶(おぼ)えておらず、申立人の国民年金の加入状況が不明である上、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和40年３月に夫婦連番で払い出されており、少なくとも申立期間①及び②については、申立人が主張するように保険料を納付することはできず、別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、上述のとおり、申立人及び申立人の夫の国民年金手帳記号番号は、昭和40年３月に連番で払い出されており、国民年金被保険者名簿及び特殊台帳によると、その後の夫婦の国民年金保険料の納付状況は一致していることが確認できるところ、申立期間①から③までの全てにおいて、申立人の夫の保険料も未納とされていることが確認できる。

さらに、特殊台帳、国民年金被保険者名簿等から、申立期間の国民年金保険料が納付された可能性も精査したが、その形跡はうかがえず、上記の資料

等の納付記録に不自然な点は見当たらないことから、行政側に不適切な事務処理があったとも考えにくい。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金　事案6840

第１　委員会の結論

申立人の昭和42年１月から平成13年４月までの国民年金保険料については、免除されていたもの又は納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和22年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和42年１月から平成13年４月まで

昭和42年１月に、区役所から手紙が来て、郵送で国民年金の加入手続を行った。

加入手続を行った後は、役所から手紙が来ると、そのたびに返事をして、申請免除の手続を行っていたが、具体的に、それがいつのことだったかは覚えていない。

申立期間のほとんどが申請免除だったと思うが、納付したときもあったような記憶がある。

平成13年５月に、会社で働き始めたときに、国民年金のことを聞かれ、入っていないと答えてしまったため、新しい年金手帳が発行されてしまったが、本当は、別の年金手帳を持っていたので、納付又は免除の記録が無いことに納得できない。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年１月に、区役所から手紙が来て、郵送で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間のほとんどが申請免除であったと思うが、納付したときもあったような記憶があると述べているものの、国民年金保険料が免除されていたとする期間を特定することができず、同保険料の納付についての記憶も定かではないなど、申立期間の保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が述べるように、申立期間を通じて国民年金に加入していた場合、基礎年金番号が導入された平成９年１月に、同番号が申立人に付番されるはずであるが、申立人の基礎年金番号は13年５月に付番されている。

さらに、申立期間は、34 年余りにも及び、その間に、申立人は、４つの異なる市区に居住していたとしており、これだけの長期間にわたる事務処理を複数の行政機関が続けて誤ることは考えにくい。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたこと又は納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を免除されていたこと又は納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたもの又は納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金　事案6842

第１　委員会の結論

申立人の昭和40年４月から同年９月までの期間及び同年11月から48年３月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　大正14年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　①　昭和40年４月から同年９月まで
②　昭和40年11月から48年３月まで

私は、時期は定かではないが、国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、Ａ職により得た賃金で納付していたと思う。保険料の納付時期、納付方法及び納付場所についての記憶は無い。

申立期間①及び②の国民年金保険料が、未加入による未納とされていることに納得できない。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、時期は定かではないが、国民年金の加入手続を行い、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続を行った時期並びに保険料の納付時期、納付方法及び納付場所についての具体的な記憶が無いことから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の特殊台帳によると、申立期間①及び②について申立人は、当初強制加入被保険者として管理されるとともに、当該期間は国民年金保険料の免除期間となっていたことが確認できるが、その夫は当該期間について厚生年金保険に加入しており、申立人は、制度上、当該期間について強制加入被保険者とならないことから、63年12月にその被保険者資格が取り消され、免除期間から未加入期間へと記録訂正されていることがオンライン記録により確認できる。したがって、記録訂正が行われた同年同月時点まで、当該期間は保険料の免除期間であり、保険料を納付することを要しない期間であると認められ、保険料を納付していたとする申立人の主張と一致しない。

さらに、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金　事案6843

第１　委員会の結論

申立人の昭和36年８月から39年３月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　女

基礎年金番号　：

生 年 月 日　：　昭和10年生

住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和36年８月から39年３月まで

私は、昭和36年８月に、町役場の職員が自宅に来た際に、夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、自宅に来ていた婦人会の集金人に、１人当たり100円の保険料を、毎月、夫婦二人分一緒に納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年８月に、夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を夫婦二人分一緒に納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、39年８月に夫婦連番で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、国民年金の加入手続時期が申立人の主張する時期と一致しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点において、申立期間のうち、昭和36年８月から37年６月までの国民年金保険料は時効により納付することができないことから、当該期間の保険料を納付するためには、別の手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立人は、当該期間当初から手帳記号番号の払出時期を通じて同一町内に居住しており、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、その形跡もない。

さらに、申立人は、過年度納付等により申立期間の国民年金保険料を遡ってまとめて納付した記憶は無い上、申立人と一緒に保険料を納付していたとするその夫の当該期間の保険料も未納となっている。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

　これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金　事案6844（事案6160の再申立て）

第１　委員会の結論

申立人の昭和52年８月から56年２月までの国民年金保険料については、納付を免除されていたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和25年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和52年８月から56年２月まで

私は、会社を退職した昭和52年８月頃、区役所で国民年金の加入手続を行ったときに、私は無職であったために収入が無いことを窓口で告げたところ、担当者から国民年金保険料の納付の免除を受けることができると言われたので、免除の申請手続を行った。

私は、前回の申立てにおいて、記録の訂正が認められなかったが、申立期間は国民年金に加入していたのは確かであり、収入が無く学生であったことも確かであるため、当該期間の国民年金保険料は免除されているべきである。当該期間の記録訂正が認められなかったことに納得できないため、再度申立てを行う。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した昭和52年８月頃、区役所で国民年金の加入手続を行ったときに、無職で収入が無いことを窓口で告げたところ、担当者から国民年金保険料の納付の免除を受けることができると言われたので、免除の申請手続を行ったと主張しているが、ⅰ）申立人は免除の申請手続が行われた場合に行われる承認又は却下の通知について、受け取った記憶は無いと述べていること、ⅱ）申立人が申立期間の保険料の納付を免除されていたことを示す関連資料が無く、ほかに当該期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成23年10月５日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、国民年金保険料の免除の申請手続に関して、新たな資料や情報を提示しているわけではないが、改めて申立期間は

国民年金に加入していたのは確かであり、収入が無く学生であったことも確かであるため、当該期間の保険料は免除されているべきであると主張していることから、当委員会において、申立人の年金記録及び前回の申立内容に関して、再度調査を行ったが、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間の保険料の納付を免除されていたものと認めることはできない。

神奈川国民年金　事案6845

第１　委員会の結論

申立人の昭和55年４月から56年12月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男

基礎年金番号　：

生 年 月 日　：　昭和25年生

住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和55年４月から56年12月まで

私は、30歳になった昭和55年＊月に、知人から30歳で国民年金に加入しないと将来年金を受給することができないという話を聞いたため、夫婦二人分の国民年金の加入手続及び付加年金の加入申出を区役所の支所で行った。

申立期間の国民年金保険料については、「昭和57年１月からの口座振替お取扱い開始のお知らせ」があるため、私が納付書により付加保険料を含めて夫婦二人分を一緒に納付していたと思うが、私も妻も保険料額についての記憶は無い。

申立期間の国民年金保険料及び付加保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、30歳になった昭和55年＊月に夫婦二人分の国民年金の加入手続及び付加年金の加入申出を区役所の支所で行い、申立期間の国民年金保険料については、付加保険料を含めて夫婦二人分を一緒に納付していたと主張しているが、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、56年12月又は57年１月と推認でき、付加年金の加入申出日については、特殊台帳、オンライン記録及び申立人が所持している年金手帳により同年同月６日であることが確認できることから、国民年金の加入手続時期及び付加年金の加入申出時期が、申立人の主張と一致しない。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われたと推認される昭和56年12月又は57年１月の時点において、申立期間の国民年金保険料は過年度納付及

び現年度納付により納付することが可能であるが、申立人は、当該期間の保険料を遡ってまとめて納付した記憶は無いと述べている上、国民年金の加入手続と同時に行ったとする付加年金の加入申出日については、前述のとおり、同年同月６日であると確認でき、付加保険料は、制度上、納付する旨を申し出た月より前に遡って納付することは認められないものであることから、申立期間に申立人が付加保険料を含めて保険料を納付していたとは考え難い。

さらに、申立人と一緒に付加保険料を含めて国民年金保険料を納付していたとするその妻についても、申立期間の保険料は未納となっている上、申立人が当該期間の保険料を付加保険料を含めて納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を付加保険料を含めて納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金　事案6846

第１　委員会の結論

申立人の昭和55年４月から56年12月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和26年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和55年４月から56年12月まで

私の夫は、30歳になった昭和55年＊月に、知人から30歳で国民年金に加入しないと将来年金を受給することができないという話を聞いたため、夫婦二人分の国民年金の加入手続及び付加年金の加入申出を区役所の支所で行った。

申立期間の国民年金保険料については、「昭和57年１月からの口座振替お取扱い開始のお知らせ」があるため、私の夫が納付書により付加保険料を含めて夫婦二人分を一緒に納付していたと思うが、私も夫も保険料額についての記憶は無い。

申立期間の国民年金保険料及び付加保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、その夫が、30歳になった昭和55年＊月に、夫婦二人分の国民年金の加入手続及び付加年金の加入申出を区役所の支所で行い、申立期間の国民年金保険料については、付加保険料を含めて夫婦二人分を一緒に納付していたと主張しているが、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、56年12月又は57年１月と推認でき、付加年金の加入申出日については、特殊台帳、オンライン記録及び申立人が所持している年金手帳により同年同月６日であることが確認できることから、国民年金の加入手続時期及び付加年金の加入申出時期が、申立人の主張と一致しない。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われたと推認される昭和56年12

月又は 57 年１月の時点において、申立期間の国民年金保険料は過年度納付及び現年度納付により納付することが可能であるが、申立人の夫は、当該期間の保険料を遡ってまとめて納付した記憶は無いと述べている上、国民年金の加入手続と同時に行ったとする付加年金の加入申出日については、前述のとおり、同年同月６日であると確認でき、付加保険料は、制度上、納付する旨を申し出た月より前に遡って納付することは認められないものであることから、申立期間に申立人が付加保険料を含めて国民年金保険料を納付していたとは考え難い。

さらに、申立人と一緒に付加保険料を含めて国民年金保険料を納付していたとするその夫についても、申立期間の保険料は未納となっている上、申立人が当該期間の保険料を付加保険料を含めて納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を付加保険料を含めて納付していたものと認めることはできない。

神奈川厚生年金　事案 7867

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男

基礎年金番号　：

生 年 月 日　：　昭和 24 年生

住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　平成 12 年６月頃から 13 年 10 月末頃まで

私は、平成 12 年６月頃から 13 年 10 月末頃までの期間において、Ａ社のＢ支店に勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

在籍していたことは間違いないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人が提出した給与振込口座の通帳の写しにより、申立人が申立期間においてＡ社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、Ａ社の代表取締役に文書照会したが、回答を得られないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、Ａ社Ｂ支店の支店長の名前を挙げているが、当該支店長は同社の厚生年金保険被保険者となっておらず、連絡先も不明なため証言が得られないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、Ａ社の元総務担当者は、「申立人がどの様な雇用形態であったか記憶に無い。」と述べている上、上記支店長について、「個人事業主のような雇用形態だったため、ほかの社員と扱いが違い、厚生年金保険には加入させていなかったと思う。Ａ社Ｂ支店には支店長と同様の雇用形態の者が数人いたはず。」と述べている。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持してお

らず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金　事案 7868

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 20 年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　①　昭和 42 年 10 月頃から 43 年４月頃まで
②　昭和 47 年４月頃から同年８月頃まで

私は、申立期間①において、Ａ社に勤務した。同社は、Ｂ業務を行う会社で、私は、営業及び現場作業に従事した。

また、申立期間②において、Ｃ社（現在は、Ｄ社）に勤務した。同社は、Ｅ業務やＦ業務を行う会社で、Ｇ地区にあった。私は、同社本社で営業の仕事をしていた。

しかし、厚生年金保険の記録では、いずれの期間も被保険者となっていない。

調査の上、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が挙げた複数の同僚の氏名がＡ社に係る事業所別被保険者名簿において確認できることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当時の事業主は、「当時、短期間で辞める社員が多かったため、厚生年金保険に加入させるまでに数箇月間の試用期間を設けていた。」と回答している。

また、同僚の一人は、「当時、入社後６か月ぐらいの試用期間があり、その間は厚生年金保険に加入していなかった。」と供述している。

さらに、Ａ社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は、「資料は保存していない。」と回答していることから、申立人に係る人事記録、給与関係書類等を確認することはできない。

申立期間②について、申立人が記憶するＣ社の所在地及び業務内容が同社の商業登記簿謄本及び複数の同僚の供述と一致することから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、Ｄ社の事業主は、「当時、正社員は数名しかおらず、アルバイトが大勢いた。正社員については厚生年金保険に加入させていたが、アルバイトは加入させていなかった。正社員であれば覚えていると思うが、申立人については記憶が無いので、おそらくアルバイトだったのではないか。」と回答している。

また、申立人が名前を挙げた当時の同僚は、Ｃ社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票においてその氏名が確認できない。

さらに、Ｄ社は、「当時の資料は保存していない。」と回答しており、申立人に係る人事記録、給与関係書類等を確認することはできない。

加えて、申立人は、申立期間①及び②において、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金　事案 7869

第１　委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 27 年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　平成５年６月１日から９年４月 30 日まで

私は、会社の事業主として申立期間の勤務状況は通常だったにもかかわらず、ねんきん定期便に記載されている標準報酬月額が、９万 2,000 円になっている。

この金額では、生活が成り立たなかったと思うので、調査を行い、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してもらいたい。

第３　委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初、平成５年６月から６年 10 月までは 53 万円、同年 11 月から９年３月までは 59 万円と記録されていたところ、Ａ社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成９年４月 30 日）より後の同年５月６日付けで、９万 2,000 円に遡及して引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、申立期間当時、Ａ社の代表取締役であったことが、商業登記簿謄本より確認できる。

また、申立人は、「申立期間当時、会社の経営が思わしくなく、社会保険料の滞納があった。社会保険事務所（当時）に呼ばれて手形を振り出したこともあったが、決済できなかった。代表者印については自身で管理していた。」と述べている上、元社員の１名は、「申立人は、代表取締役であり、標準報酬月額の訂正処理について知り得る立場にいた。」と述べていることを踏まえると、申立人が事業主として申立期間に係る標準報酬月額の減額訂正に関与していなかったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、Ａ社の代表取締役であった申立人が、自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、その処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

神奈川厚生年金　事案 7870

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和９年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　①　昭和 37 年 10 月１日から 38 年９月２日まで
②　昭和 47 年 10 月１日から 48 年１月１日まで
③　昭和 49 年 10 月１日から 50 年１月１日まで

私は、申立期間①はＡ社（現在は、Ｂ社）に、申立期間②及び③はＣ社（現在は、Ｄ社）に勤務していたが、申立期間の標準報酬月額が前月の標準報酬月額より下がっているのはおかしいので厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の標準報酬月額が前月の標準報酬月額より下がっているのはおかしい。」として、申立期間に係る標準報酬月額の相違を申し立てている。

申立期間①について、Ａ社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と同様に、当該期間の標準報酬月額が前月よりも下がっている被保険者が複数確認でき、そのうち２名の同僚は、「私の厚生年金保険の記録に間違いはない。」と述べており、申立人と同様に昭和 37 年 10 月１日に標準報酬月額が低下している同僚から提出された給与明細書によると、厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額はオンライン記録と一致していることが確認できる。

また、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、Ａ社のほかの同僚と比較して著しく低額であるなどの事情も見受けられない。

さらに、Ａ社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿でも、昭和 37 年 10 月１日の標準報酬月額は、３万 3,000 円と記載されており、訂正等

の不自然な事務処理は確認できない。

申立期間②及び③について、Ｃ社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と同様に、当該期間の標準報酬月額が前年よりも下がっている被保険者が複数確認でき、申立人と同様に昭和 49 年 10 月 1 日に標準報酬月額が低下している同僚から提出された給与明細書によると、厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額はオンライン記録と一致していることが確認できる。

また、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、Ｃ社のほかの同僚と比較して著しく低額であるなどの事情も見受けられない。

さらに、Ｅ企業年金から提供された厚生年金基金の当該期間に係る申立人の標準報酬月額は、オンライン記録と一致する。

加えて、Ｃ社に係る上記被保険者名簿でも、昭和 47 年 10 月 1 日の標準報酬月額は、11 万 8,000 円、49 年 10 月 1 日の標準報酬月額は 17 万円と記載されているが、訂正等の不自然な事務処理は確認できない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金　事案 7871

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 22 年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和 45 年９月 21 日から 46 年 12 月 26 日まで

私は、昭和 44 年春にＡ社に入社し、46 年 12 月 25 日まで勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の記録では、資格喪失日が 45 年９月 21 日になっている。Ｂ職をしていたことから、ちょうどクリスマスの時期でとても忙しかったことを記憶しており、間違いなく勤務していた。調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、昭和 46 年 12 月 25 日までＡ社に勤務していたと主張している。

しかし、Ａ社の元事業主は、「当時の資料は保管しておらず、申立期間当時の事業主及び社会保険事務担当者も既に死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。」と回答している。

また、Ａ社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、申立人は、昭和 44 年５月 26 日に被保険者資格を取得し、45 年９月 21 日に同資格を喪失していることが確認でき、オンライン記録と一致している。

さらに、企業年金連合会は、「Ａ社は昭和 46 年４月１日にＣ厚生年金基金に加入したが、申立人の同基金での加入員記録は存在しない。」と回答している。

加えて、申立人が同じ店舗で一緒に働いていたとして名前を挙げた同僚は、連絡先が不明であり、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について証言を得ることができない。

このほか、申立人は、申立期間における厚生年金保険料を事業主により

給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金　事案 7872

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和 26 年生

住　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和 47 年 12 月 24 日から 48 年６月１日まで

私は、昭和 47 年末頃にＡ社を退職し、すぐにＢ社でＣ業務として働いた。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人が昭和 48 年４月１日からＢ社に勤務していたことは確認できる。

しかし、オンライン記録では、Ｂ社は昭和 48 年６月１日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間においては厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、Ｂ社の経理担当者は、「同社は、申立期間当時、５名未満だったため、厚生年金保険に加入しなかった。昭和 48 年６月１日に厚生年金保険へ加入した。」と証言している。

さらに、Ｂ社の元代表取締役及び厚生年金保険の適用事業所となった昭和 48 年６月１日より前から勤務していたとする複数の同僚からは、申立期間において厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金　事案 7873

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 22 年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和 58 年４月１日から 60 年２月４日まで

私は、昭和 53 年４月１日から 60 年３月 31 日までの期間においてＡ社でＢ職として勤務していた。途中で退職していないにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないのは納得できない。調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、Ａ社において昭和 53 年４月１日に厚生年金保険の被保険者資格を取得後、60 年４月１日に同資格を喪失するまで、一度も退社すること無く継続して勤務していたと主張している。

しかし、申立人の当該期間における雇用保険の記録は、厚生年金保険被保険者記録と一致しており、Ａ社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人は、昭和 58 年４月１日に被保険者資格を喪失し、60 年２月４日に、新たに別の整理番号で被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、Ａ社の事業主は、「人事記録では、申立人の在職期間は、昭和 53 年４月１日から 58 年３月 31 日までの期間しか確認することができない。」と述べている。

さらに、同僚は、「私は、昭和 59 年４月１日からＡ社で勤務していたが、その時点で申立人は在籍しておらず、何年か後に短期間パートとして勤めていたことを記憶している。」と述べている。

加えて、申立人は、申立期間において、付加保険料を含めた国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人は、申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金　事案 7874

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 23 年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　①　昭和 45 年７月頃から同年 10 月頃まで
②　昭和 53 年６月１日から 61 年６月１日まで
③　平成５年頃から８年頃まで
④　平成８年頃から 12 年４月頃まで

私は、申立期間①について、Ａ社に勤務して、Ｂ職をしていたが、当該期間の厚生年金保険被保険者記録が無いことを知り、加入記録を照会したところ、記録は無いとの回答を得た。しかし、勤務していたのは確かであり納得できないので、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

また、申立期間②から④までについて、Ｃ社、Ｄ社及びＥ社に勤務し、Ｆ職やＧ職に従事していたが、当該期間の記録照会でも被保険者記録は無いとの回答を得たので、当該期間についても被保険者期間として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立期間①について、事業主の証言から、期間は特定できないものの、申立人がＡ社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、同僚の一人は、「入社時期と厚生年金保険の加入時期に差異があり、その間は試用期間と思われる。」と供述しており、ほかにも入社日と厚生年金保険の資格取得日が異なる同僚がいることから、Ａ社では、当時、入社と同時に従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

また、Ａ社に係る事業所別被保険者名簿に、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も見当たらない。

申立期間②について、雇用保険の記録により、申立人が当該期間にＣ社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録及び事業所名簿から、当該期間においてＣ社は厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、Ｃ社は、既に解散しており事業主の所在も不明のため、申立人の厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

さらに、申立人は、厚生年金保険料控除に係る記憶も曖昧である。

申立期間③について、複数の同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人がＤ社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録及び事業所名簿から、当該期間においてＤ社は厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、申立人が名前を挙げている上司で、当時、Ｄ社Ｈ店の店長は、「Ｄ社は、当時、年金については国民年金、健康保険は国民健康保険としていた。」と供述しており、ほかの同僚も同様の供述をしている。

さらに、Ｄ社の事業主は、「当時、当社は、厚生年金保険に加入していなかった。」と供述している。

加えて、申立人は、厚生年金保険の加入について、Ｄ社ではなく、Ｉ店の全国組織である「Ｊ会」を経由して厚生年金保険に加入していた可能性があると述べていることから、「Ｊ会」に確認したところ、「申立人に係る厚生年金保険の加入記録は、確認できない。」と回答を得た。

申立期間④について、申立人が記憶するＥ社の所在地が、同社の商業登記簿謄本の記載と一致することから、期間は特定できないものの申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録及び事業所名簿から、当該期間においてＥ社は厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、Ｅ社の事業主は既に死亡していることから、当時の事情を確認することはできないが、事業主の妹から、「Ｅ社は、厚生年金保険に加入していなかった。また、Ｇ職は、外注で出来高払いであった。」との供述が得られた。

このほか、申立人の申立期間①から④までに係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金　事案 7875

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和 31 年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　平成 10 年８月 26 日から 13 年 11 月 11 日まで

私は、平成６年７月 15 日から 13 年 11 月 10 日までの期間において、Ａ社でＢ職をしていた。同社は経営が苦しいため、健康保険は喪失された気がするが、厚生年金保険まで喪失することは聞いていない。同社が発行した退職証明書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び申立人が所持するＡ社が発行した退職証明書から、申立人が申立期間において、同社に勤務していたことは確認できる。

しかし、Ａ社から提出された賃金台帳及び源泉徴収簿によると、申立人は、申立期間の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、Ａ社の社会保険担当者は、「私と申立人の健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格を喪失させた。」と証言しているところ、同氏は平成 10 年８月 26 日に資格を喪失している。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金　事案 7876（事案 3924 の再申立て）

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　大正 14 年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和 21 年６月 27 日から 23 年１月 21 日まで

私は、昭和 21 年６月 27 日にＡ社に入社し、23 年１月 20 日に退社するまでＢ職として継続して勤務していたが、厚生年金保険被保険者の記録が無い。申立期間を被保険者期間として認めてほしいと申し立てたが、「申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。」との回答を得た。しかし、まだ納得できない。申立期間当時、確かに勤務していたことが確認できる資料として、当時、私が書いたメモ及び父が書いたメモを提出するので、再度調査して、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、Ａ社の辞令簿及び同僚の証言から、申立人が同社に申立期間に勤務していたことは推認できる。

しかし、Ａ社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が記憶している上司は３名とも、昭和 25 年２月１日に厚生年金保険に加入しており、申立期間には被保険者となっていないことが確認できる。

また、申立人が記憶している同僚の１名は、Ａ社で申立人と一緒にＢ職として勤務していたが、当初は見習であったと記憶しており、同社では厚生年金保険に加入していないと述べている。

さらに、Ａ社では、申立期間当時の関係書類は保管しておらず、申立人も厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等を所持していない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関係資料、周辺事情は見当たらない。

以上のことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき平成 22 年９月６日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間当時に申立人が書いたメモ及び父親が書いたメモを提出して、申立期間に確かにＡ社に勤務していたと主張するが、当該メモには保険料控除を示す記載は見当たらず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金　事案 7877

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和 31 年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　平成６年９月１日から７年９月１日まで

私は、Ａ社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が、当時の給与支給額よりも低く記録されているので、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、Ａ社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が、実際受け取っていた給与額に比較して低額になっていると申し立てている。

しかし、事業所が保管する平成７年１月から同年８月までの給与台帳に記載された厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額と同額であることが確認できる。

また、オンライン記録の標準報酬月額は、Ａ社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書及び健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書に記載されている標準報酬月額の 19 万円と一致していることが確認できる上、遡って訂正処理された形跡は見当たらない。

さらに、上記資格喪失確認通知書に記載されている同僚２名の標準報酬月額もオンライン記録の標準報酬月額と一致している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金　事案 7878

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　大正 15 年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　①　昭和 33 年７月４日から同年 10 月６日まで
②　昭和 35 年６月１日から 36 年４月１日まで
③　昭和 36 年８月１日から同年 10 月１日まで
④　昭和 37 年 10 月 18 日から 39 年１月１日まで
⑤　昭和 40 年９月１日から 41 年７月６日まで
⑥　昭和 42 年３月 23 日から同年３月 30 日まで
⑦　昭和 44 年３月４日から同年７月１日まで
⑧　昭和 44 年 10 月９日から 45 年２月 12 日まで
⑨　昭和 45 年２月 12 日から同年６月 21 日まで
⑩　昭和 46 年３月 11 日から同年６月１日まで
⑪　昭和 46 年６月１日から 48 年４月 30 日まで
⑫　昭和 48 年８月１日から 49 年８月１日まで
⑬　昭和 49 年９月１日から 50 年 10 月 16 日まで
⑭　昭和 53 年５月１日から同年８月１日まで
⑮　昭和 57 年７月１日から同年 10 月 16 日まで
⑯　昭和 61 年 11 月１日から 62 年５月１日まで
⑰　昭和 63 年 10 月 21 日から平成２年１月 21 日まで

私の厚生年金保険被保険者記録を調査してもらったところ、申立期間①から⑰までの被保険者期間について、脱退手当金が支給されていると言われた。

しかし、私は、脱退手当金の請求手続をした記憶もないし、受け取った記憶もない。

調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、「脱退手当金の請求手続をした記憶は無い。」と主張しているが、「平成４年 12 月頃に社会保険事務所（当時）に行ったときに、申立期間⑫及び⑰の被保険者記録が見付かった。それでも年金の受給資格を満たしていなかったため、社会保険事務所の担当者から、『もう厚生年金保険に加入することができないので、厚生年金保険から脱退することになる。』と言われ、仕方が無いと答えた。」と供述しており、その時点で 66 歳に達していることから、年金の受給資格を満たしていなかった申立人が、脱退手当金の請求手続をすることに不自然さはうかがえない。

また、オンライン記録によると、申立人の脱退手当金は、申立期間⑫及び⑰に係る厚生年金保険手帳記号番号が基礎年金番号に統合された平成４年 12 月 21 日の約２か月後の５年２月 23 日に支給決定されており、支給額に計算上の誤りは無い上、申立人に係る厚生年金保険脱退手当金支給報告書における記載はオンライン記録と一致しているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

神奈川厚生年金　事案 7879

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和 19 年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和 63 年１月１日から平成２年４月１日まで

私は、昭和 62 年の春頃にＡ社に入社した。63 年１月から、厚生年金保険料を給与から控除されていたと思うが、同社における被保険者資格は平成２年４月１日に取得したこととされている。調査の上、申立期間の被保険者記録を訂正してほしい。

第３　委員会の判断の理由

Ａ社の商業登記簿謄本に、申立人が昭和 63 年 12 月から平成４年４月までにおいて取締役として登記されていることから、申立人が申立期間のうち、昭和 63 年 12 月以降は同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、Ａ社は、平成２年４月１日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、Ａ社が厚生年金保険の適用事業所となった平成２年４月１日に、同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している複数の同僚に照会したところ、１名から「私は、昭和 62 年２月頃からＡ社に在籍した。当初、会社が厚生年金保険に加入していなかったので、国民年金保険料を納付していた。その後、時期ははっきり思い出せないが、会社から厚生年金保険に加入すると聞いたことを覚えている。私自身の同社における厚生年金保険の被保険者資格取得時期については平成２年４月で正しいと思う。」との証言が得られた。

さらに、Ａ社で社会保険事務を担当していたとされる者を含む複数の同僚からは、同社が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間において給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる証言は得

られなかった。

加えて、Ａ社が厚生年金保険の適用事業所となった当時の事業主は、連絡先が不明で、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができず、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金　事案 7892（事案 6969 の再申立て）

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 10 年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和 26 年４月 21 日から 33 年５月１日まで

申立期間について、脱退手当金を受給した記憶が無いため、第三者委員会に申立てを行ったが、「脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。」との回答だった。

しかし、Ａ社の厚生年金保険被保険者名簿の名前の一部が違っていることや、支給決定日及び支給金額について記憶がないにもかかわらず、脱退手当金を受給したことになっているのはおかしいので、再度審議してほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約６か月後の昭和 33 年 10 月 15 日に支給決定されているところ、当時は通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金を受給できなかったのであるから、申立期間に係る事業所を退職後、52 年５月まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 23 年 10 月５日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てにおいて、申立人は、新たな資料の提出はないが、厚生年金保険被保険者名簿の名前の一部が違っていることや、支給決定日及び支給金額について記憶が無いことから納得できないと主張して、再度申し立てている。

ところで、脱退手当金の申立事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが、申立人は脱退手当金を受け取っていないとい

うものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過してこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い下で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情が無いかなどいわゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

本事案では、申立人は、Ａ社に係る申立人の厚生年金保険被保険者記録については認めており、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿において名前の一部に違いがあるものの、申立人と同じ生年月日の被保険者は、申立人以外、同被保険者名簿には存在しない。また、脱退手当金の支給額について再度検証したところ、計算上の誤りは無いなどから、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

神奈川厚生年金　事案 7893

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 22 年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和 45 年４月１日から同年 10 月１日まで

私は、昭和 45 年４月１日にＡ社に入社し、同年 12 月 28 日まで勤務していた。しかし、厚生年金保険の記録によると、申立期間が被保険者期間となっていない。納得できないので、記録を訂正してほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立期間後の昭和 64 年１月から申立人が勤務している事業所の保管する申立人の履歴書には、45 年４月にＡ社に入社した旨の記載がされていること、及び申立期間に同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した同僚は、「私が入社した時には、申立人は既に同社に勤務していた。」と述べていることから、申立人が申立期間にＡ社に勤務していたことは推認できる。

しかし、Ａ社の元副社長は、「申立期間当時の事業主は父親であり、社会保険事務は父親と女性１名が担当していた。二人とも既に亡くなっているので、当時の厚生年金保険に関することは分からない。」と述べていることから、申立人の申立期間における保険料控除について確認することができない。

また、申立期間当時の役員は、「Ａ社では、採用後６か月間は試用期間でアルバイトとして勤務してもらった。その後、正社員になるか協議し、社員が厚生年金保険の加入を希望した場合に加入させていた。アルバイト期間中は厚生年金保険及び基金に加入させなかったし、給与から保険料も控除していなかった。」と回答している。

さらに、Ｂ厚生年金基金は、「申立人は、昭和 45 年 10 月１日に加入員資格を取得し、同年 12 月 29 日に同資格を喪失している。」と回答してお

り、オンライン記録と一致している上、同基金は、「43 年の設立以来、厚生年金保険と基金の届出書は複写式であった。」と回答している。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金　事案 7894（事案 4707 の再々申立て、7524 の再申立て）

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和２年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和 21 年７月１日から 23 年２月 28 日まで

私は、申立期間においてＡ社に勤務していたが、当該期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。

調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る申立てについては、Ａ社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社は、昭和 23 年７月１日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所となっていないこと、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 22 年 12 月 15 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立人は、前回の再申立てに当たり、Ａ社の事業主とされる人物が写ったものを含む４枚の写真を提出し、申立人が同社の従業員であった旨主張しているが、当該資料では、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認することができず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づき、平成 24 年２月８日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は、自身の主張をまとめた文書を提出しているが、これら資料は委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金　事案 7895（事案 6344 の再申立て）

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 10 年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和 31 年１月頃から同年７月頃まで

私は、申立期間にＡ地にあった従業員４名ほどの小さなＢ製品のＣ事業所で働いていた。前回申し立てた時は、会社名が思い出せず、記録の訂正が認められなかったが、今回、会社名（Ｄ社）を思い出したので、再申立てを行う。

第３　委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、勤務していた事業所名を記憶しておらず、申立てに係る事業所を特定することができないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 23 年８月 10 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、会社名がＤ社であったことを思い出したとしているところ、申立期間当時、Ａ地にＤ社という名称の事業所は確認できないものの、商業登記簿謄本において、当該地に名称が類似するＥ社が存在し、同社の取扱い製品は、申立人の述べる製品と一致することから、同社が申立てに係る事業所であることが認められる。

しかしながら、オンライン記録において、Ｅ社は、厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、元事業主の娘婿は、「Ｅ社は、平成３年秋に廃業しており、当時の資料はなく不明。」と回答し、元事業主の娘も、「両親は既に死亡しており、当時のことは分からない。また、Ｅ社は、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことから、両親も厚生年金保険の被保険者ではなかった。」と述べている上、オンライン記録において、同社の元事業主及びその妻（後に、事業主）に係る厚生年金保険の被保険者記録は見当

たらない。

　そのほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金　事案 7896

第１　委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 20 年生
住　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　平成４年４月１日から７年７月 19 日まで

私は、代表取締役をしていたＡ社が経営悪化により社会保険料を滞納していたところ、会社に集金に来た社会保険事務所（当時）の職員の指導により、滞納額を減額するために、平成４年４月まで遡って私を含めた社員５名の標準報酬月額を減額訂正する届出をした。

今回、社員１名の厚生年金保険の標準報酬月額の記録が回復されたと年金事務所から知らせがあったので、私の標準報酬月額の記録も訂正してほしい。

第３　委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、平成４年４月から６年 10 月までは厚生年金保険の上限額である 53 万円、同年 11 月から７年６月までは上限額である 59 万円と記録されていたところ、Ａ社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日である同年７月 19 日より後の同年７月 26 日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が４年４月１日まで遡って減額訂正処理されたことが確認できる。

しかし、商業法人登記簿謄本及び申立人の供述により、申立人は、申立期間当時、Ａ社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「平成７年当時、Ａ社の経営状況が悪化し、社会保険料を滞納していたところ、社会保険事務所の職員から滞納保険料を減額するために、私の分を含めた被保険者５名の標準報酬月額の遡及減額訂正処理を指導されたので、私が当該減額訂正処理に同意して届書に事業主印を押した。」と供述していることから、申立人は、同社の代表取締役として、申立期間に係る自らの標準報酬月額の減額処理に同意していたものと認め

られる。

　これらの事情を総合的に判断すると、Ａ社の代表取締役であった申立人が、自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理に同意しながら、当該訂正処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録の訂正を認めることはできない。